

資料5

原因調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断した案件

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
1	A201800402 平成30年8月16日 (福岡県) 平成30年10月15 日	電気洗濯 機	AQW- N350(アク ア株式会 社ブラン ド)	湖南電機 株式会社 (アクア株 式会社ブ ランド)	(火災) 倉庫で当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は二層式の洗濯機で、脱水槽の蓋が開いた状態であった。 ○当該製品は全体的に焼損していた。 ○脱水槽側の焼損が著しく、脱水槽側に取り付けられていた脱水タイマー、脱水槽運転中に 蓋を開けた場合に通電を停止する安全スイッチ及び電源コードが確認できなかった。 ○残存する脱水モーターや起動用コンデンサー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認 められなかった。 ●当該製品の脱水槽周辺から出火したものと推定されるが、焼損が著しく、確認できない部 品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 3年8か月
2	A201800426 平成30年9月20日 (長崎県) 平成30年10月25 日	除湿乾燥 機	F- YHFX120	パナソニッ ク エコシ ステムズ 株式会社	(火災) 当該製品を使用中、建 物1棟を全焼、2棟を類 焼する火災が発生し た。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○操作基板、制御基板及び電源コードの一部が確認できなかった。 ○電源コードが複数箇所で断線し、熔融痕が認められたが、一次痕、二次痕の特定には至 らなかった。 ○内部配線、ヒーター、圧縮機等の残存した電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	
3	A201800711 平成30年12月22 日(東京都) 平成31年2月12日	バッテリー (リチウム イオン、電 動工具 用)	BL1860B	株式会社 マキタ	(火災) 車両内で当該製品及 び周辺を焼損する火 災が発生した。	○事故発生日、駐車した車両からの火災を通行人が発見し、その焼け跡から水道工事用 の樹脂製バケツ内に入った当該製品及び他の工具類が焼損した状態で確認された。 ○当該製品の焼損は著しく、原形をとどめていなかった。 ○内蔵のリチウムイオン電池セルにへこみ、穴空きや密度の低下が認められた。 ○制御基板は焼損していたが、基材に欠損、穴空きは認められず、銅箔パターンの溶断も認 められなかった。 ○当該製品は事故発生の1週間前に満充電に至らない程度に充電されていた。 ○当該製品の落下の有無を含め、使用状況の詳細を確認することはできなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
4	A201800768 平成31年2月7日 (北海道) 平成31年3月6日	凍結防止 用ヒーター(水道 用)	SHP-15 (日本電 熱株式会 社ブラン ド)	株式会社 小口製作 所(日本 電熱株式 会社ブラン ド)	(火災) 寮で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	○洗面所で焦げ臭いにおいがしたため、天井裏を確認したところ、設置していた当該製品及びその付近の断熱材が焼損していた。 ○当該製品は、中央のサーモスタットから先端側に向かって160cmの位置で焼損しており、焼損部の被覆は焼失し、発熱線も部分的に焼失していた。 ○サーモスタット等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品は5年前に設置されていたが、設置施工者の情報、詳細な設置状況等は不明であった。 ●当該製品は、ヒーターの焼損部から出火したものと推定されるが、詳細な設置状況が不明なこと、焼損部の発熱線が一部焼失して確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
5	A201800774 平成31年2月13日 (埼玉県) 平成31年3月7日	電気ストーブ	DS-D087 (株式会社山善ブランド)	株式会社 ミュージー コーポ レーション (株式会社山善ブランド)	(火災) 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品を使用中に出火した。 ○当該製品は全体的に焼損し、樹脂製底板の一部を除き、焼失していた。 ○電源スイッチは焼損し、樹脂製外郭が溶融していた。 ○本体のコードブッシング部周辺が著しく焼損し、コードブッシング部の本体内部側で電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。 ○転倒時オフスイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードがコードブッシング部で短絡し、出火したものと考えられるが、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
6	A201800807 平成31年3月5日 (大阪府) 平成31年3月20日	電動アシスト自転車	PM26NLD X	ヤマハ発 動機株式 会社	(火災) 当該製品からバッテリーを取り外して充電中、当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。	○当該製品のバッテリーパックは、外郭樹脂ケース下部の焼損が著しく、一部のリチウムイオン電池セルが露出していた。 ○焼損が著しい電池セルに内部電極体の黒色化及びぜい化が認められたが、異物の混入は認められなかった。 ○事故発生時に接続されていた充電器に異常は認められなかった。 ○当該製品で走行中、バッテリー残量表示が60%から1%へ急に減少することがあった。 ○使用者はバッテリーパックを運搬中に落下させたことがあるとの申出内容であった。 ●当該製品のバッテリーパックに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱して破裂し、出火したものと推定されるが、詳細な使用状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
7	A201800832 平成30年5月20日 (北海道) 平成31年3月28日	電気シェーバー	RM- 706TS	日立マクセル株式会社(現マクセル株式会社)	(火災) 当該製品を延長コードに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、当該製品付属のACアダプターを3口延長コードに接続して当該製品を充電し、就寝したところ、約3時間後に当該製品付近から出火した。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、原形をとどめておらず、内蔵のニッケル水素電池等の電気部品は確認できなかった。 ○ACアダプターに出力異常及び出火の痕跡は認められなかった。 ○事故発生時に当該製品付近で充電されていた携帯電話機も焼損していた。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があり、外部からの延焼の可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
8	A201900010 平成30年1月6日 (長崎県) 平成31年4月3日	エアコン	SRK22SD -N	三菱重工業株式会社(現 三菱重工業サーマルシステムズ株式会社)	(火災) 当該製品及び建物2棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生した。	○当該製品を入手できなかった。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、樹脂部分は焼失していた。 ○当該製品はファンモーターのコネクター部から出火することがあるとしてリコールされていたが、点検、改修品であるか確認できなかった。 ○電源プラグの栓刃の一部が溶融していた。 ○ファンモーター、基板等の電気部品が確認できなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間：不明(製造時期から16年と推定)
9	A201900034 平成30年7月2日 (北海道) 平成31年4月10日	シュレッダー	AS50SBK	オーロラジャパン株式会社	(火災) 店舗で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○アルバイト従業員が当該製品を使用していたところ、爆発音とともに当該製品の動作が停止し、細断していた紙は焼損していた。 ○当該製品の電気部品に焼損は認められなかった。 ○当該製品の動作を確認したところ、モーターの回転軸がぶれており、モーターから連続して火花が発生した。 ○使用者は、当該製品本体を専用のダストボックスにセットせずに、ごみ箱の上に持って、紙を細断していた。 ○当該製品付近でエアダスター等のスプレー類は使用していないとの申出内容であり、店内にアルコール類の薬品は置かれていなかった。 ○同等品で動作確認を行った結果、モーターから一瞬火花が出ることが認められた。 ●当該製品は、可燃性ガス等にモーターから出た火花が引火し、細断中の紙を焼損したものと考えられるが、事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
10	A201900086 平成31年4月13日 (北海道) 令和1年5月7日	ビデオデッキ	NV-HB40	松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社)	(火災、軽傷2名) 火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品、ブルーレイレコーダー及びテレビがテレビ台に設置されており、その付近が焼損していた。 ○当該製品は全体的に著しく焼損しており、原形をとどめていなかった。 ○当該製品内部は、ビデオテープ格納部の金属部品のみ残存しており、制御基板等の電気部品は焼失していた。 ○当該製品の電源コード及び電源プラグは確認できず、事故発生時、当該製品に電源供給されていたか否かは不明であった。 ○テレビ台付近の壁コンセントに当該製品及びブルーレイレコーダー以外の電気製品が接続されていたが、電源コードを残して焼失しており、型式等の詳細は不明であった。 ○ブルーレイレコーダーは、全体的に著しく焼損していたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品があったこと、事故発生時の詳細な状況が不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900085 「ブルーレイレコーダー」 (資料4-3 15番)と同一 事故

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
11	A201900091 平成31年4月4日 (沖縄県) 令和1年5月8日	ポータブルDVDプレーヤー	PDDV-900T	株式会社KOM(現株式会社KOMが事業承継)	(火災) 事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品をコピー機の上に置いて、ACアダプターを接続して充電していたところ、当該製品付近から出火し、当該製品周辺、コンセント付近の壁、天井の一部が著しく焼損していた。 ○当該製品本体は外郭全体が焼損しており、底面のバッテリーパックが破裂していたが、天面側よりも底面側の焼損が弱かった。 ○バッテリーパック内のリチウムイオン電池セルは著しく焼損し、内部電極の大部分が焼失していた。 ○ACアダプターの焼損は著しく、栓刃付近以外の電気部品は確認できず、内部配線に溶融痕が認められたが、一次痕か二次痕か特定できなかった。 ○当該製品本体には、基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められず、また、コピー機から出火した痕跡は認められなかった。 ●当該製品の焼損は著しく、確認できない部品もあったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
12	A201900104 平成31年3月7日 (鹿児島県) 令和1年5月16日	電気毛布 (敷毛布)	YMS-13 (株式会社山善ブランド)	株式会社広電(株式会社山善ブランド)	(重傷1名) 当該製品を使用中、左足に低温火傷を負った。	○当該製品の温度設定を中から強の間に調節して就寝時から翌朝まで敷いて使用していたところ、左太ももに低温火傷を負った。 ○当該製品の温度設定を中から強の間に調節して温度測定した結果、約48℃であった。 ○当該製品は、検知線付ヒーター線が頭側及び首側でループ状に重なっており、設定温度が「強」の場合は、その重なった部分の温度は約84℃であった。 ○ヒーター線は、縫製された生地との縫い目を通す構造であり、接着はされていない。 ○取扱説明書には、「比較的低い温度でも、皮膚の同じ箇所が長時間触れていると、低温火傷に至ることがある。」旨、記載されている。 ○当該製品に同梱の注意事項を記載した紙には、「しわができないよう1日1回本体を広げ直す。しわ等でヒーター線によじれができると部分的に温度が上昇し、低温火傷を起こす場合がある。しわをのばし、ヒーター線によじれがないことを確認する。」旨、記載されているが、外観ではヒーター線の偏りやループが確認できなかった。 ○就寝時における当該製品と左太ももとの接触位置等、詳細な使用状況は不明であった。 ●当該製品を長時間左太ももに接触させて使用したため、低温火傷を負ったものと推定されるが、当該製品と左太ももとの接触位置等、詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
13	A201900124 令和1年5月9日(北海道) 令和1年5月22日	自転車	カジュリールラックス BAA276-K	株式会社あさひ	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、頭部を負傷した。	○使用者が当該製品に乗って帰宅中、突然前輪がロックし自転車ごと前転し頭部から落車した。 ○使用者は、事故発生時にブレーキを掛けていなかったとの申出内容であった。 ○前ホークは、ホーク足が変形しており、ホーク足が前輪のタイヤに接触していた。 ○前輪の左右のブレーキブロックはいずれもリムではなくタイヤに接触していた。 ●当該製品は、前ホークのホーク足が変形し、走行中に前輪がロックした可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
14	A201900131 令和1年5月4日(神 奈川県) 令和1年5月27日	照明器具	IP-6585 (東芝ライ テック株式 会社ブラ ンド)	オリンピア 照明株式 会社(東 芝ライテ ック株式 会社ブラ ンド)	(火災) 当該製品の電源コード 部を焼損する火災が 発生した。	○当該製品の電源コードが焼損しており、天井にすすが付着していた。 ○電源コードの片極の芯線が断線して約1cm欠損し、断線部には溶融痕が認められたほ か、もう一方の極は被覆が焼損して芯線の表面に溶融痕が認められた。 ○電源コードは焼損部位の近傍で結束バンドを用いて束ねられていたが、焼損部位には屈 曲させた痕跡はなく、電源コード自体にも外力を加えた痕跡は認められなかった。 ○当該製品に取り付けられていた蛍光灯は短絡故障していた。 ○事故が発生した時間帯に事故発生場所の周囲で雷が発生しており、その他の電気製品に も故障が生じていた。 ●当該製品の電源コードで雷サージによるスパークが発生し、出火した可能性が考えられる が、電源コードの一部が焼失し確認できないこと及び詳細な使用状況が不明であることか ら、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
15	A201900162 平成30年7月16日 (神奈川県) 令和1年6月4日	投げ込み 式湯沸器	P05F07R	株式会社 パアグ	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製本体外郭及びコントロールボックス外郭は原形をとどめ ていなかった。 ○本体内のヒーター端子カシメ部、ターミナルボックス内の配線等に断線や溶融は認められ なかった。 ○コントロールボックス内のエアーポンプ及び電源スイッチは焼失して確認できなかった。 ○コントロールボックス内の残存する温度切替スイッチ接点、電源スイッチの接点の一部及 び接続コードに出火の痕跡は認められなかった。 ○壁コンセント及びデジタル式コンセントタイマーに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認 できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
16	A201900180 令和1年5月12日 (埼玉県) 令和1年6月10日	携帯電話 機(スマー トフォン)	SCV33(K DDI株式 会社 auブ ランド)	サムスン 電子ジャ パン株式 会社(KD DI株式会 社 auブラ ンド)	(火災) 店舗で当該製品を充 電中、当該製品を焼損 する火災が発生した。	○使用者は当該製品を購入してから、落下させたことはなく修理したこともないとの申出内容 であった。 ○当該製品はバッテリーパック格納部分の背面樹脂及びスマートフォンケースが溶融、焼損 しており、ディスプレイ面及びディスプレイ保護フィルムは焼損、変形していた。 ○スマートフォンケースの下端部が損傷していたが、使用中に生じたものか、事故発生時の 衝撃によるものか、判断できなかった。 ○バッテリーパックは焼損が著しく、アルミラミネートフィルム外装と本体が溶着していた。 ○リチウムイオン電池セルの正極板は巻き終わり部の一部を除き焼失しており、負極板は角 部の銅箔が数か所で欠損していたほか、ガス噴出の痕跡と考えられるしわが認められた。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱し焼損したものと推定 されるが、焼損が著しく、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原 因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
17	A201900198 令和1年5月30日 (神奈川県) 令和1年6月18日	携帯電話 機(スマー トフォン)	Z330WH	日本エ イサー株 式会社	(火災) 異音がしたため確認す ると、当該製品及び周 辺を焼損する火災が 発生していた。	○当該製品は、背面下部のバッテリーパック装着部位の焼損が著しく、背面カバーの一部が焼失していた。 ○本体前面は液晶画面にひび割れが認められたが、焼損、溶融、変形等の異常は認められなかった。 ○リチウムポリマー電池セル内部の電極体が正常な位置からずれて傾いていた。 ○電池セルの電極体の下部に欠損が認められた。 ○バッテリーパックに組み込まれていた保護回路基板に部品の脱落、基板の欠損等の異常は認められなかった。 ○当該製品のバッテリーパックは、使用者による着脱が可能なものであった。 ●当該製品に装着されていたバッテリーパック内のリチウムポリマー電池セルに内部短絡が発生し、出火に至ったものと推定されるが、電池セルの焼損は著しく、事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
18	A201900207 令和1年6月4日(大 分県) 令和1年6月20日	空気清浄 機	PSP3(株 式会社ダ スキンプ ランド)	シャープ 株式会 社(株式 会社ダ スキンプ ランド)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品の大部分が焼失していた。 ○当該製品は使用者により廃棄されており、詳細な確認はできなかった。 ○当該製品横に置かれていた他社製のウォーターサーバーの電源コードが複数箇所で断線し、溶融痕が認められた。 ●当該製品の確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900201 「ウォーター サーバー」 (資料4-3 19番)と同一 事故
19	A201900248 令和1年7月1日(神 奈川県) 令和1年7月4日	携帯電話 機(スマー トフォン)	STF-L09	華為技術 日本株 式会社	(火災) 店舗で当該製品を修 理していたところ、当 該製品のバッテリーを 焼損する火災が発生 した。	○修理事業者の店舗内でバッテリーパックの交換作業時、制御基板等を取り外して、消火用バケツに入れていた当該製品及びバッテリーパックが焼損した。 ○当該製品のバッテリーパックは、事故発生日の数か月前から膨張し、継続使用されていたものの、事故発生日の前日に著しく膨張したことから修理依頼された。 ○修理受付時、当該製品に発熱等の異常は認められなかった。 ○バッテリーパックのリチウムポリマー電池セルは著しく焼損しており、正極アルミ箔の大部分が焼失していた。 ○アルミラミネートフィルム外装及び残存した正極アルミ箔の端部近傍に溶融が認められた。 ○負極銅箔の端部近傍に内側への変形及び欠損が認められ、その変形及び欠損箇所を起点に放射状のしわが認められた。 ○バッテリーパックの保護回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○同型式品でバッテリーパックの膨張事案が複数件発生している。 ●当該製品は、修理事業者がバッテリーパックを交換する際、リチウムポリマー電池セルに誤って外力を加えたため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損した可能性が考えられるが、電池セルの焼損が著しく、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
20	A201900253 令和1年6月29日 (東京都) 令和1年7月8日	ノートパソ コン	dynabook Qosmio T551/T4E B	株式会社 東芝(現 Dynaboo k株式会 社)	(火災) 火災警報器が鳴動し たため確認すると、当 該製品及び周辺を焼 損する火災が発生して いた。	○当該製品のACアダプターの電源プラグが接続された3口タップの電源プラグをコンセントに 接続していたところ、当該製品のDCジャック部付近から出火した。 ○DCプラグは本体に接続したままであったが、しばしば抜けていたことがあり、事故発生時 に接続されていたか否かは確認できなかった。 ○当該製品本体は、DCジャック側の焼損が著しかったが、内部の基板等に焼損は認められ ず、当該製品本体に出火の痕跡は認められなかった。 ○DCジャック内部のセンターピンは斜めになっていたが、熔融等、出火の痕跡は認められな かった。 ○ACアダプターは、DCケーブルの先端部が著しく焼損し、DCプラグを確認できなかった。 ○バッテリーパックは外郭に焼損が認められたが、内部に異常は認められず、出火の痕跡 は認められなかった。 ●当該製品は、付属のACアダプターのDCプラグから出火した可能性が考えられるが、DCプ ラグが確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
21	A201900285 令和1年6月24日 (愛知県) 令和1年7月22日	リチウム 電池内蔵 充電器	KS-14(ク ロダルマ 株式会社 ブランド)	豊鷹株式 会社(ク ロダルマ 株式会 社ブランド)	(火災) 当該製品を充電中、当 該製品及び周辺を焼 損する火災が発生し た。	○当該製品は、純正のACアダプターに接続されたまま放置されており、充電開始から2時間 30分後に発火した。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂の外郭ケースは焼失していた。 ○当該製品の内部にあった円筒形リチウムイオン電池セル5個のうち、2個はセル内部の電 極体が焼損していた。 ○電池セル5個のうち、3個は確認できなかった。 ○内部の制御基板は焼失して確認できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	
22	A201900304 令和1年6月29日 (愛知県) 令和1年7月26日	エアコン (窓用)	不明	株式会社 コロナ	(火災) 倉庫で当該製品を使 用中、当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は倉庫内の窓枠に設置され、倉庫内の温度維持のため、3か月前から常時冷房 で運転状態だった。 ○当該製品の焼損は著しく、電源コードの取り出し口がある側の樹脂部品の大部分が焼失 していた。 ○圧縮機の配線端子部やオーバーロードリレーに出火の痕跡は認められなかった。 ○室外ファンモーター、室内ファンモーター及びドレン水蒸発用モーターの巻線に、熔融痕等 の異常は認められなかった。 ○制御基板、圧縮機始動用コンデンサー及び電源コードは確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確 認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	・使用期間: 不明(製造 時期から15 年と推定)

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
23	A201900306 平成30年7月10日 (東京都) 令和1年7月26日	電動アシ スト自転 車	A6D83	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、 ガードレールに衝突 し、左足を負傷した。	○使用者が当該製品の前かごに1kg未満のかばんを入れて走行中にふらつき、ガードレールのポールに衝突したとの申出内容であった。 ○事故発生場所は舗装された平たんな道路で、事故発生時、路面は乾いていた。 ○使用者は、事故発生後も当該製品を使用しており、事故発生後に、自転車安全整備士による点検整備を受けたことを示すTSマークが貼付されていた。 ○前ホークが後方に変形し、下玉押しにリテーナーによる打痕が認められた。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)びブレーキブロック取付け位置が、長穴中央部から長穴最下部に変更された痕跡が認められた。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○ハンドルロック、連動ワイヤー及びサークルロックの動作に異常は認められなかった。 ●当該製品に異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況及び事故発生後に実施した点検整備の内容が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
24	A201900318 令和1年7月14日 (愛媛県) 令和1年7月29日	電気冷蔵 庫	R- 726VFB	株式会社 日立製作 所(現 日 立グロー バルライ フソリュ ーションズ株 式会社)	(火災) 建物2棟を全焼する火 災が発生し、現場に当 該製品があった。	○当該製品は全体的に焼損が著しく、側面及び背面の金属外郭は表裏共に焼損し、庫内の電気部品は、焼損物として下部に堆積していた。 ○当該製品は、リコール対象型式であるが、対策部品の電流ヒューズが切れた状態で残存していた。 ○コンプレッサーの運転用コンデンサーは焼失していたが、残存する端子に出火の痕跡は認められなかった。 ○コンプレッサー、ファンモーター、霜取りヒーター、内部配線等残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、コンプレッサーの始動用コンデンサーや一部の庫内部品等は確認できなかった。 ○電源コード及び電源プラグは回収されておらず、確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
25	A201900335 令和元年7月(東京 都) 令和1年8月5日	除湿機	CD-P6313	株式会社 コロナ	(火災) 倉庫で当該製品を使 用中、当該製品を溶融 し、周辺を焼損する火 災が発生した。	○食品工場の低温倉庫内で使用していた当該製品が焼損し、自然消火していた。 ○当該製品は約6年前に購入し、24時間365日連続運転を開始したが、取扱説明書に従ったフィルター等の清掃は行なったことがなかった。 ○当該製品の外観は、樹脂部品のほとんどは溶け落ちて原形をとどめておらず、熱交換器及び圧縮機は倒れ、溶融した樹脂内に埋もれて一塊になっていた。 ○電源コードは、機器内側と機器外側の両方で数箇所断線し、溶融痕が認められた。 ○当該製品内部の圧縮機用運転コンデンサー付近の焼けが強く、当該コンデンサーは著しく焼損していたが、端子及び配線に出火の痕跡は認められなかった。 ○コントロール基板及び操作基板は焼損が著しく、電源入力部の3Aヒューズ等の部品は確認できなかったが、残さ物に出火の痕跡は認められなかった。 ○圧縮機、過電流リレー及びファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の圧縮機用運転コンデンサー又は電源コードから出火したものと考えられるが、当該製品の焼損は著しく、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
26	A201900357 平成26年7月2日 (東京都) 令和1年8月9日	自転車	CR60TP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品を使用中、転倒 し、左手首を負傷し た。	○使用者は、当該製品に乗り、ごみ集積所で荷物を下ろした後、Uターンしようとして、左にハンドルを切った際、ハンドルが回転し過ぎて左に転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生直後、ハンドルはロックしておらず、ハンドル操作が可能であり、事故発生後の販売店での点検において当該製品に異常は認められず、使用者はその後も当該製品を継続使用し、快適に乗ることができたとの申出内容であった。 ○前かごの左側面に破損が、前泥よけ及び前泥よけステーに変形が、チェーンケースに複数の傷が、左右ハンドルグリップ端部、左右ブレーキレバー端部及び左右ペダルに擦れ痕が認められた。 ○ハンドルロックのケースに破損はなく、内部に異物の混入は認められなかった。 ○ハンドルロックのロックレバーがスライドする位置の側壁に変形が認められたが、ロックレバーがカムから外れる位置になり得る変形ではなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックを連動させるための連動ワイヤーがサークルロック施錠時にアウターから突出する部分に被覆の損傷、屈曲等は認められず、摺動は円滑であったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○当該製品及び2台の他社類似品を使用し、ハンドルの操舵力、ハンドルが自重で回転し始める角度及びトレール(数値が小さいほどハンドル操作が軽くなる)を測定した結果、当該製品の測定値に他社類似品と比べて著しく小さい状況は認められなかった。 ○当該製品に乗車し、直進、スラローム、左右旋回、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
27	A201900358 平成29年4月17日 (長野県) 令和1年8月9日	自転車	AD6LTP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、右腕を負傷し た。	○使用者が当該製品で走行中、バランスが崩れてハンドル操作不能になり、転倒したとの申出内容であった。 ○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。 ○使用者は、事故発生後も、当該製品を数回使用していた。 ○サークルロック内部の連動ワイヤーを装着するスライダーの組み付け状態に異常は認められなかったが、事故発生時のスライダーの摺動状態は不明であった。 ○サークルロックを開錠すると、ハンドルロックのインジケータは、開錠を示す「青」になり、ハンドルにロックが掛からない状態であった。 ○サークルロックを施錠すると、ハンドルロックのインジケータは、施錠を示す「赤/青中間」になっており、ハンドルにロックが掛かった状態であった。 ○ハンドルロックのインジケータが「青」から全て「赤/青中間」に切り替わる(ハンドルにロックが掛かる)瞬間のサークルロックのかんぬきは、スポークと干渉する位置であった。 ○後輪の一部のスポークが、サークルロックのかんぬきと接触する位置で変形していることが認められた。 ○当該製品の走行試験の結果、走行中にハンドル操作に影響を及ぼす異常は認められなかった。 ●当該製品に事故につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
28	A201900389 令和1年7月5日(千 葉県) 令和1年8月19日	自転車	CU60TP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品で走行中、ハン ドルを切ったところ、転 倒し、左足を負傷し た。	○使用者が当該製品で走行中、左へハンドルを切ったところ、気付いたら転倒していたとの 申出内容であった。 ○当該製品は、既に事業者が分解調査していたため、事故発生時の状況を保全していな かった。 ○前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及び変形は認められな かった。 ○当該製品に乗車したところ、車輪の回転やハンドル操作の不具合は生じなかった。 ○ハンドルロックのケースは破損していなかった。 ○ハンドルロックとサークルロックを連動する連動ワイヤーのインナー及びアウターに変形及 び屈曲は認められなかった。 ○サークルロックを施錠すると、ハンドルロックのインジケータは「赤／青」中間表示であっ たが、ハンドルは正常にロックし、開錠すると、スライダーは滑らかに動作し、スライダー及び かんめきは完全に戻っていた。 ○ハンドルロックのロックレバーの寸法形状、ロックレバーのバネ及びロックレバーが格納さ れる本体ガイド部に破損や変形等の異常は認められなかった。 ○上玉押しは施錠したときにロックレバーと接触する部位に、軽微な接触痕が付いていた が、著しい破損及び変形は認められなかった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不 明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
29	A201900398 令和1年7月4日(岐 阜県) 令和1年8月20日	エアコン (室外機)	RAC- 25FNX	日立ジョン ソンコン トロールズ 空調(株)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品は全て焼失していた。 ○制御基板の焼損は著しく、基板の大部分が焼失して確認できなかった。 ○コンプレッサー、四方弁コイル、リアクター、ファンモーター及び配線に出火の痕跡は認め られなかった。 ●当該製品の確認できた電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、制 御基板の大部分が焼失して確認できないことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特 定には至らなかった。	・使用期間: 不明(証言 から10年以 上と推定)
30	A201900412 令和1年7月31日 (神奈川県) 令和1年8月27日	エアコン (室外機)	R22ERS	ダイキン 工業株式 会社	(火災) 当該製品を使用中、当 該製品及び周辺を焼 損する火災が発生し た。	○当該製品は、外郭及び内部が全体的に著しく焼損していた。 ○制御基板の1つが焼失し、加湿ファンモーターは未回収で確認できなかった。 ○使用者は事故発生直前に喫煙し、たばこの吸い殻を当該製品の前に置いたビニール袋の 中に捨てていたほか、当該製品の前にはゴミ袋、段ボールが置かれていた。 ●当該製品の前に置かれていた可燃物からの延焼により焼損した可能性が考えられるが、 当該製品の焼損は著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 15年

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
31	A201900413 平成31年4月14日 (沖縄県) 令和1年8月27日	ホイール (自転車 用)	COSMIC CXR60T	アメアス スポーツ ジャパン 株式会社 (現 Mav ic Japan 株式会 社)	(重傷1名) 当該製品を装着した自 転車で走行中、転倒 し、負傷した。	○当該製品を装着した自転車で下り坂を時速30km以上で走行中、水たまりに進入したところ、前輪左側に取り付けていたゴム製のブレードが外れて前輪に巻き込まれ、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、空気抵抗を減らすためにタイヤとリムの間の隙間を埋めるゴム製のブレードを前後輪の左右に計4か所装着できる構造であった。 ○前輪及び後輪に著しい変形は認められなかった。 ○事故発生時に前輪左側に取り付けられていたブレードは使用者が廃棄したため、確認できなかった。 ○前輪右側及び後輪左右両側に取り付けられていたブレードはタイヤとの間に僅かな隙間が認められていた。 ○10Nの張力を掛けた状態で、前輪右側に取り付けられていたブレード及び同等品のブレード(新品)の周長を測定した結果、前輪右ブレードは同等品よりも5mm長く、リムとの固定力を比較した結果、同等品よりも外れやすいことが認められた。 ○当該製品の前輪右側に取り付けられていたブレードに自転車の進行方向10cmの距離から圧縮空気をブレードに噴射した結果、ブレードとタイヤの隙間に空気が入り込みブレードが外側に広がったが、同等品(新品)のブレードでは広がらなかった。 ●当該製品の前輪左側に取り付けられていたゴム製のブレードが経年劣化していたことで固定力が低下し、タイヤとの間に隙間が生じたため、水等がブレードとタイヤの隙間に入り込むことで外れた可能性が考えられるが、事故発生時の装着状態及び事故発生時に外れたブレードの確認ができなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
32	A201900415 令和1年7月9日(東 京都) 令和1年8月27日	電動アシ スト自転 車	PA26NL	ヤマハ発 動機株式 会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ハ ンドルがロックし、転 倒、負傷した。	○使用者が当該製品で自宅マンションの通路を走行中、ハンドルが操作できなくなり、転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生時に当該製品に付いていたハンドルロック、上玉押し及びリテーナーは同等品に交換され、事故発生時に付いていたハンドルロック、上玉押し及びリテーナーは取り外された状態で入手した。 ○前ホークが後方に変形していた。 ○メインフレームヘッド部にあるリテーナーが変形していた。 ○上玉押しのベアリングとの接触位置に擦過痕が認められ、上わんのベアリングとの接触位置に複数の打痕が認められた。 ○事故発生時に当該製品に付いていたハンドルロックのケースは破損しており、ハンドルロックを本体フレームヘッド部のキャップに固定するための2本のねじ及びケース本体ねじ取付位置にあるボス部2か所が破断していたが、ロックレバー及びばねに著しい変形や損傷等は認められなかった。 ●当該製品は、事故発生以前に前方から受けた大きな衝撃によりリテーナーが変形し、ハンドルの旋回性が低下した状態であった可能性及びハンドルロック固定用ねじが破損してロックレバーがカムから外れて誤作動する可能性が考えられるが、事故発生時の当該製品の状態が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
33	A201900421 平成30年2月22日 (神奈川県) 令和1年8月29日	電動アシ スト自転 車	A4L30	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、前輪がロックし、 転倒、負傷した。	○当該製品は、前ブレーキをホーク肩に固定する貫通ボルトが小判型ナット端面部で破断しており、破断面に疲労破壊により破断した痕跡が認められた。 ○小判型ナットの表面及び貫通ボルトの表面に擦れにより生じた傷があり、貫通ボルトの締付ナットが緩んでいた痕跡が認められた。 ○前ブレーキ制動時に貫通ボルトが折れた場合、前ブレーキが前輪とともに回転してブレーキワイヤーが引っ張られて制動力が生じ、前輪のロックが再現した。 ●当該製品は、前ブレーキ貫通ボルトの締付ナットが緩んだ状態で使用が継続されたことにより、前ブレーキ制動時に貫通ボルトが疲労破壊により破断し、前輪ロックに至ったものと推定されるが、貫通ボルトの締付ナットが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
34	A201900477 令和1年8月11日 (東京都) 令和1年9月12日	照明器具	不明	株式会社 日立製作 所(現 日 立グロー バルライ フソリュ ーションズ株 式会社)	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品に当該事業者製の安定器が使われていたこと以外は、機種、型式、事故発生時の状況、使用状況等は全て確認できなかった。 ○当該製品を確認することができず、その損傷状況は特定できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の状況等も不明なことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
35	A201900512 平成19年11月8日 (大阪府) 令和1年9月24日	電動アシ スト自転 車	AF62	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当 該製品で走行中、転倒 し、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
36	A201900513 平成19年6月13日 (東京都) 令和1年9月24日	自転車	EH40U	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品をスタートさ せようとしてペダルを 踏み込んだところ、バ ランスを崩し、転倒、左 手指を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
37	A201900514 平成18年12月28 日(大阪府) 令和1年9月24日	自転車用 幼児座席	RCS-SDX	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 幼児(3歳)を当該製品 に乗せて自転車で走 行中、右側足乗せ部 が外れ、右足首を負傷 した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
38	A201900524 令和1年6月20日 (兵庫県) 令和1年9月27日	リチウム 電池内蔵 充電器	ee151	万方商事 株式会社	(火災) 当該製品を充電中、当 該製品及び周辺を焼 損する火災が発生し た。	○当該製品の初回充電中に、当該製品付近から出火した。 ○当該製品は、焼損が著しく、外郭樹脂は焼失していた。 ○当該製品内の角形のリチウムイオン電池セル3個のうち、確認できた2個はいずれも内部の電極体が著しく焼損し、セパレーターや正極の一部が焼失していた。 ○電池セル3個のうち1個は確認できなかった。 ○当該製品の制御基板は、銅箔パターンが大きく剥がれた箇所が認められた。 ○付属のACアダプターは、外郭樹脂の一部が残存していたが、栓刃の1つや内部配線以外は確認できなかった。 ○当該製品と同じ場所で充電されていた他社製モバイルバッテリーは焼損が著しく、事業者名等の詳細は特定できなかった。 ●当該製品の焼損が著しく確認できない部品があったこと及び外部からの延焼により出火した可能性も考えられることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
39	A201900544 令和1年9月14日 (大阪府) 令和1年10月3日	エアコン	FZ255X- W(推定)	ダイキン 工業株式 会社	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生 した。	○事故発生時、当該製品は運転していなかった。 ○当該製品本体の外郭樹脂の一部は電源コード近傍を中心に溶融し、前面パネルは焼失していた。 ○電源コードはコンセントに接続され、丸まった状態で垂れ下がっていた。 ○電源コードの断線部に複数の溶融痕が認められたが、詳細は確認できなかった。 ○当該製品の外観からは前面パネルの焼失以外に異常は認められなかったが、詳細は確認できなかった。 ○コンセントに出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品の電源コードの芯線が断線し、スパークが生じた際に出火した可能性が考えられたが、当該製品の詳細を確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間： 25年
40	A201900566 令和1年9月3日(三 重県) 令和1年10月8日	冷風機	10HF- SU1又は 10HR- SU1	GAC株式 会社(現 株式会社 デンソー エアクー ル)	(火災) 工場で当該製品及び 周辺を焼損する火災 が発生した。	○当該製品は魚油を加工する工場の作業場で使用されており、事故発生当日は休業日のため無人で、付近には魚油を拭き取ったウエスが置かれていた。 ○当該製品の焼損は著しく、樹脂部品の大部分が焼損していた。 ○電源スイッチは焼失して確認できず、運転状態は特定できなかった。 ○圧縮機、圧縮機用コンデンサー、端子台、ドレン満水スイッチ、ファンモーター及び電源コードに、出火の痕跡は認められなかった。 ○ファンモーター始動用コンデンサー、リレー類等のその他の電気部品は、焼失して確認できなかった。 ●当該製品の確認できた部品に出火の痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品もあることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
41	A201900570 令和1年8月31日 (東京都) 令和1年10月8日	照明器具	SCL- 72CPS	サナーエ レクトロニ クス株式 会社	(火災) 当該製品を焼損する 火災が発生した。	○当該製品は40W用安定器から煙が上がり、安定器が焦げた。 ○40W用安定器の基板の一部分が変形、変色していた。 ○当該製品は確認できず、詳細な使用状況も不明であった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生日の詳細な状況が不明であったことから、製品起因 可否を含め、事故原因の特定には至らなかった。	
42	A201900575 令和1年7月21日 (埼玉県) 令和1年10月9日	バッテリー (リチウム イオン、ス マートフォ ン用)	EB- BG900BB Z	BlueSea 株式会 社	(火災、軽傷1名) 店舗で当該製品を携 帯電話機(スマートフォ ン)に装着してズボン のポケットに入れてい たところ、当該製品及 び周辺を焼損する火 災が発生し、1名が火 傷を負った。	○商業施設において、使用者がズボンの前左ポケットに携帯電話機(スマートフォン)を入れて いたところ、携帯電話機に装着した当該製品から出火してズボンに着火し、左手及び左足 に火傷を負った。 ○当該製品、当該製品が装着されていた携帯電話機のバッテリーパック装着部及び背面カ バーの一部が焼損していた。 ○当該製品は、ガス排出弁が携帯電話機の純正品の位置になく、NFCアンテナもないことか ら、携帯電話機純正のバッテリーパックではなかった。 ○当該製品は、外装缶に膨張及び凹みが認められたほか、上部からリチウムイオン電池セ ルの電極体が飛び出していた。 ○飛び出した電極体の焼損は著しく、負極銅箔に欠損、穴空き等が認められたほか、正極アル ミ箔の大部分及びセパレーターは焼失していた。 ○保護回路基板に出火の痕跡は認められなかった。 ○当該製品が装着されていた携帯電話機に出火の痕跡は認められなかった。 ●当該製品のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推 定されるが、電池セルの焼損が著しく、詳細な使用状況が不明のため、製品起因可否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	A201900361 「携帯電話 機(スマート フォン)」(資 料4-3 36 番)と同一事 故
43	A201900576 平成24年4月3日 (東京都) 令和1年10月9日	電動アシ スト自転 車	A6L7	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	○坂道を登り切り、シフトレバーを操作して変速ギアを1から2に切り替えたところ、突然フレ ームが破断して右側に転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○メインフレームがドライブユニットブラケット付近で破断していた。 ○メインフレームのブラケットの溶接ビード際に疲労破壊に特有のビーチマークが認められ た。 ○メインフレームの破面は、地面側は黒く汚れており、天面側に比較的新しく凹凸のある破 面が認められた。 ○ヘッド部の下わん及び下玉押しにリテーナーと強く接触した痕跡が認められた。 ●当該製品は、メインフレームのドライブユニットブラケット付近の溶接ビード際に亀裂が発 生し、その後の使用に伴い亀裂が徐々に進展し、破断したものと推定されるが、亀裂が発生 した時期及び原因が不明のため、製品起因可否を含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
44	A201900581 平成25年4月5日 (東京都) 令和1年10月10日	自転車	ME66ST	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、右 側ハンドルグリップが 外れ、転倒、右手首を 負傷した。	○当該製品で走行中に突然右ハンドルグリップが外れ、バランスを崩して右側に転倒し、右手を負傷したとの使用者からの申出内容であった。 ○外れた右ハンドルグリップは事故発生後、使用者が自ら装着した。 ○右ハンドルグリップ右端部に傷が認められた。 ○ハンドルバー右端部の前方側に削られた痕跡が認められた。 ○ハンドルバー右端部の外径に異常は認められなかった。 ○右ハンドルグリップは、内径が図面寸法より大きいことが認められたが、3年経過した同等品と同程度の内径の広がりであった。 ○当該製品は確認できなかった。 ●当該製品の右ハンドルグリップが外れたためバランスを崩して転倒したと推定されるが、右ハンドルグリップの内径が広がった原因及び詳細な使用状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
45	A201900584 平成23年10月1日 (千葉県) 令和1年10月10日	自転車	BY42S	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、前輪がロックし、 転倒、頭部を負傷し た。	○使用者が、当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックして転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品の前輪のスポークが回転方向と逆側に湾曲及び折損し、前輪に振れが認められた。 ○当該製品の折損したスポークの隣のスポークに、リフレクターが取り付けられた痕跡が認められたが、リフレクターは事故発生後に使用者が紛失していた。 ○当該製品の左前ホーク足の内側に泥汚れ等の付着が認められたが、右前ホーク足の内側に汚れの付着は認められなかった。 ○当該製品の折損していないスポークの張力及び引張強度に異常は認められなかった。 ○当該製品の折損したスポークの破断面は、引張試験を実施したスポークの破断面と同様の様相を呈していた。 ○当該製品の前ホークに変形等の異常は認められなかった。 ●当該製品は走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
46	A201900588 平成20年2月20日 (京都府) 令和1年10月10日	電動アシ スト自転 車	ATL63	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、段 差を降りたところ、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
47	A201900589 平成29年4月(京都府) 令和1年10月10日	電動アシ スト自転 車	A6D26	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブ レーキを掛けたところ、 壁に衝突、転倒し、手 指を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
48	A201900591 平成27年9月28日 (栃木県) 令和1年10月10日	電動アシ スト自転 車	AC7R81	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、当 該製品の前ハブ軸が 破断し、転倒、負傷し た。	○使用者は、当該製品で走行中に突然前ハブ軸が折れてバランスを崩し、転倒した。 ○前輪のハブ軸左側がロックナットと玉押しの間で破断しており、ロックナットにひものような物が絡まっていた。 ○ハブ軸破断側のハブ体の玉当たり部は、全周にクラックが認められた。 ○前輪及び前ホークは大きく変形していた。 ○フレームのメインパイプ左側、前かご左側、前後ブレーキレバー、左右のハンドルグリップ及び左右ペダルに傷が認められた。 ○破断したハブ軸の破面は、引っ張りとなじれによる複合的な破断状態であった。 ○当該製品は、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあるため、2019年6月24日付けでリコールを行っている製品であったが、ハンドルロック及びサークルロックの異常の有無は確認されていなかった。 ●当該製品は、左側の玉押しが強く締め付けられていたことで、車輪の回転が重くなり、ハブ軸に応力が集中して破断に至ったものと推定されるが、左側の玉押しが強く締め付けられた原因及び時期並びに事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
49	A201900598 平成28年4月25日 (長野県) 令和1年10月11日	自転車	VT76T	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、左 手首を負傷した。	○当該製品で走行中に突然前輪がロックし、投げ出されて転倒した。 ○当該製品の前泥よけ後側及びフラップが内側に折れ曲がり、前輪に巻き込まれていた。 ○前輪のスポークに異常は認められなかった。 ○同型の前泥よけを装着した自転車を用いて、前輪回転中に靴をフラップに押しつけ、靴先を上方へ向け靴底とタイヤを接触させる試験を行ったところ、靴と泥よけ体が共に巻き込まれ、当該製品と酷似した状態が再現された。 ●当該製品は、走行中に前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
50	A201900599 平成28年4月16日 (神奈川県) 令和1年10月11日	電動アシ スト自転 車	SC684	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	○使用者が当該製品で自転車専用道路を走行中、突然フレームが破断して転倒し、負傷した。 ○事故発生以前に当該製品の前方に衝撃を受けたことはなく、以前からブレーキ、タイヤ等が悪くなる前に店舗でメンテナンスを受けており、問題なく使用できていたとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、メインパイプとヘッドパイプの溶接部近傍で破断していた。 ○当該製品は、前ホークが後方に変形しており、前輪のリムの右側面に打痕が認められ、ヘッドパイプの下玉押し及び下わんにベアリングとの圧痕が認められた。 ○破断部を観察した結果、上部の一部に平滑面が、左右側面に凹凸が認められ、下部表面に横方向のしま目模様があり、下部のガセット上面にめくれたような変形が認められた。 ○破断部近傍の溶接部にアンダーカット等の溶接欠陥は認められなかった。 ○当該製品のメインパイプ及びヘッドパイプの寸法及び硬さは、事業者の設計値を満たしていた。 ○破断部近傍の硬さから算出した引張強さは、JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材」で規定されている当該製品の材質A6061-T6の基準値を満たしていた。 ○同等品のフレームを使用し、JISに基づいた強度試験を行った結果、基準を満たしていた。 ●当該製品は、事故発生前に前方から衝撃を受けたことでメインパイプとヘッドパイプの接合部に亀裂が生じ、その後の使用にともない亀裂が徐々に進展し、破断したものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
51	A201900600 平成27年9月27日 (神奈川県) 令和1年10月11日	電動アシ スト自転 車	A63L8	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	○当該製品は、フレームのメインパイプが破断していた。 ○破断部はハンガー近傍部で、溶接際を起点として疲労破壊が生じ、最終的にパイプ上側が破断していた。 ○同型フレームは、JIS D 3901「一般用自転車」の耐震性試験、疲労試験、落下衝撃試験、エネルギー吸収試験及び前倒し衝撃試験を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進展して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
52	A201900602 平成28年5月13日 (山梨県) 令和1年10月11日	電動アシ スト自転 車	AF40	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品で下り坂を走行 中、ブレーキが効か ず、転倒、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
53	A201900604 平成23年8月2日 (千葉県) 令和1年10月11日	自転車	AG263F	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品のスタンドを跳ね上げようとしたところ、当該製品とともに転倒し、負傷した。	○当該製品の両立スタンドを跳ね上げようとしたが動かず、同時にハンドルが大きく回転し、バランスを崩して当該製品とともに転倒した。 ○両立スタンドはオートロック作動部が削れ、グリースの塗布がなく、完全に跳ね上がらない状態であった。 ○両立スタンドが作動不良になっている状態であっても自転車の自立は可能で、ハンドル操作を行った場合においても転倒することはなかった。 ○両立スタンドの跳ね上げ再現実験を実施したが、両立スタンドの作動不良によってハンドルが左右に振れたり、バランスを崩し転倒することはなかった。 ●当該製品の両立スタンドは、作動部の摩耗等により作動不良となっていたが、安定性に問題はなく、再現実験でも転倒することはなかったことから、転倒と両立スタンド作動不良の因果関係については不明であり、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
54	A201900609 平成25年4月19日 (千葉県) 令和1年10月15日	自転車	AB73L3	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走行中、転倒し、右肘を負傷した。	○使用者(12歳)が当該製品で走行中、急に当該製品が動かなくなって前のめりとなり、転倒し、右肘を負傷したとの申出内容であった。 ○当該製品のフレーム等の外観に、著しい変形や破損は認められなかった。 ○前泥よけが前ホークとフラップの間でサドル方向に、泥よけステーが上方向に変形していた。 ○フラップの内側及び外側に擦過痕が認められた。 ○泥よけの強度及びトウクリアランスは、JIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしていた。 ○同型の前泥よけを装着した自転車を用いて、靴がタイヤと前泥よけの間に巻き込まれた状況を再現した結果、前泥よけがサドル方向にくの字に折れ曲がった。 ●当該製品は、前泥よけのフラップとタイヤの間に異物が巻き込まれて前輪がロックした可能性が推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
55	A201900610 平成23年8月26日 (滋賀県) 令和1年10月15日	電動アシスト自転車	RS6L80	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪が滑り、転倒、左腕を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
56	A201900611 平成25年5月1日 (三重県) 令和1年10月15日	自転車	PV65BT	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走行中、スタンドが下がり、地面に接触し、転倒、右肘を負傷した。	○当該製品の一本スタンドは、スタンド足にがたつきが認められた。 ○スタンド足とスタンド取付板を固定しているリベットが伸びて変形していた。 ○テスト車両に当該製品の一本スタンドを取り付け、15cmの段差を勢いよく降りると衝撃でスタンド足が下がり、同時にロックが掛かった。 ○テスト車両に新品の一本スタンドを取り付け、15cmの段差を勢いよく降りても、衝撃でスタンド足が下がることはなかった。 ○テスト車両に取り付けた新品の一本スタンドをロックした状態で、自転車に体重を掛けて寄りかかる動作を10回繰り返した結果、スタンド足にがたつきが発生したが、使用者のふだんの使用状況は不明であった。 ○スタンドの強度は、JIS基準を満足していた。 ●当該製品は、スタンド足にがたつきが生じていたため、走行中の衝撃でスタンド足が下がり、事故に至ったものと推定されるが、がたつきが生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
57	A201900612 平成26年8月25日 (埼玉県) 令和1年10月16日	自転車	TW73TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、右ハンドルグリップが外れ、転倒、胸部を負傷した。	○勤務先からの帰路、突然、当該製品の右ハンドルグリップが外れ、転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○使用者は、当該製品を2013年4月に購入し、事故発生まで1年4か月間使用していた。 ○当該製品の右ハンドルグリップ端部に傷があり、内部に雨水の浸入によるほこりの堆積が認められた。 ○右ハンドルグリップを強く握ってねじりながら引っ張ったところ、ハンドルバーから外れた。 ○右ハンドルバーの外径に異常は認められなかった。 ○右ハンドルグリップは、ハンドルバー挿入口付近の内径が図面寸法より大きいことが認められた。 ●当該製品の右ハンドルグリップが外れたためバランスを崩して転倒したものと推定されるが、右ハンドルグリップの内径が広がった原因、詳細な使用状況等が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
58	A201900613 平成26年9月20日 (佐賀県) 令和1年10月16日	自転車	AB65L3	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品に乗車し、直進中に突然前輪が止まり、前のめりに転倒した。 ○前泥よけ中央部付近が折れ曲がり、前泥よけステーが上側に変形していた。 ○前泥よけのフラップ内側に、タイヤとの接触痕が認められた。 ○前泥よけからペダルまでの距離(トウクリアランス)は、JIS規格を満たしていた。 ○バスケット、握り、プレーキレバー及びペダルに外傷が認められたが、その他の装着部品に異常は認められなかった。 ●当該製品は、走行中に前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
59	A201900616 平成23年10月8日 (岡山県) 令和1年10月16日	電動アシ スト自転 車	RS68L8	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サ ドルが動き、転倒、負 傷した。	○当該製品で走行中、歩道との段差に前輪が乗ると同時にサドルが動いて転倒した。 ○破断したシートポストの固定ボルトは、確認できなかった。 ○サドル固定金具のボルト穴の後側に、ボルトと強く接触した圧痕が認められた。 ○サドル固定金具のセレーションに、サドルが緩んでいた痕跡が認められた。 ○舟線に、サドルが後端位置で固定されていた痕跡が認められた。 ●当該製品は、シートポストの固定ボルトが緩んでいたため、固定ボルトに繰り返し荷重が 加わり、固定ボルトが破断したものと推定されるが、固定ボルトが確認できず、固定ボルトが 緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らな かった。	
60	A201900617 平成23年4月30日 (岡山県) 令和1年10月16日	自転車	L73BTP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○前ホークが両足とも後方に、前輪のスプーク1本が回転方向と逆向きに変形していた。 ○前輪が左側に寄り、タイヤが左前ホーク足及び前ブレーキの左ブレーキブロックに接触し ていた。 ○前照灯ヘッドケースのタイヤ寄り内側に、擦れ痕等が認められた。 ○当該製品に装着された各部品の組立調整に異常は認められなかった。 ●当該製品は、前輪に異物が巻き込まれて前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生 時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	
61	A201900619 平成25年5月16日 (愛知県) 令和1年10月16日	自転車	SDS7BT	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○当該製品は、前ホークが後方及び左側に変形していた。 ○前輪の右側スプークが回転方向と逆側に変形し、前輪に横振れが認められた。 ○左前ホーク足後側に汚れが付着していたが、右前ホーク足後側に汚れは付着していな かった。 ●当該製品は走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒に至っ たものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	
62	A201900626 平成25年5月2日 (愛知県) 令和1年10月17日	自転車	HE7WTP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、前輪がロックし、 転倒、負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形し、左前ホーク足が外側に膨らんでいた。 ○前輪に横振れがあり、左側スプークが回転方向と逆側に変形していた。 ○右前ホーク足後側に汚れが付着していたが、左前ホーク足後側に汚れは付着していな かった。 ●当該製品は走行中に前輪左側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒に至っ たものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、 事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
63	A201900628 平成30年9月28日 (埼玉県) 令和1年10月17日	電動アシ スト自転 車	BG0B48	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品に乗車しよう としたところ、左ハンド ルグリップが外れ、転 倒、負傷した。	○自宅前で当該製品に乗車し、走行しようとしたところ、左ハンドルグリップが外れ、転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○左ハンドルグリップは容易に回転し、抜ける状態であった。 ○同等品のハンドルグリップを同等品のハンドルバーに装着して離脱力を測定したところ、JIS D 9413「自転車ーにぎり」の基準値(100N以上)を満たしていた。 ○当該製品は確認できなかった。 ●当該製品の左ハンドルグリップの離脱力が低下していたため事故に至った可能性が考えられるが、離脱力が低下した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
64	A201900630 平成24年2月25日 (鹿児島県) 令和1年10月17日	自転車	AB7STP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○当該製品で緩やかな下りの舗装道路を走行中、急に前輪がロックして転倒した。 ○前泥よけが折れ曲がりタイヤに巻き込まれたように変形し、前輪がロックしていた。 ○前泥よけのフラップ内側及び前タイヤに、接触痕が認められた。 ○前輪のスポークに異常は認められず、前輪のスポークと前泥よけステーの間に異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○同型式の前泥よけ装着車を用いて、フラップにタイヤ方向の荷重を加えたところ、フラップがタイヤに巻き込まれる状態になったが、泥よけ体が巻き込まれることはなかった。 ●当該製品は、走行中に前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
65	A201900632 平成24年6月6日 (愛知県) 令和1年10月17日	自転車	RA7STP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、泥 よけのフラップが外 れ、前輪がロックし、転 倒、負傷した。	○当該製品は、前泥よけがくの字に折れ曲がり、前泥よけステーが上方向に湾曲していた。 ○前泥よけのゴム製フラップには、タイヤとの接触痕が認められた。 ○JIS D 9411「自転車ーどろよけ」に従い、同等品の前泥よけ体をハブ軸方向に80Nの力で押したとき、泥よけ体がタイヤに触れることはなく、JIS基準を満たしていた。 ○同等品のゴム製フラップをハブ軸方向に80Nで押したとき、フラップが折れ曲がりタイヤに巻き込まれる状態になったが、泥よけ本体が巻き込まれることはなかった。 ●当該製品は、走行中に前泥よけが前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
66	A201900634 平成28年11月7日 (宮城県) 令和1年10月17日	自転車	AB75L5	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、泥 よけが前輪に巻き込ま れ、前輪がロックし、転 倒、負傷した。	○前輪のスポークと前泥よけステーの左脚に線材が引っ掛かっていた。 ○前泥よけが折れ曲がってタイヤと前ホークの間に巻き込まれ、前輪がロックした状態であり、前泥よけステー、前輪スポーク及び前ホークに変形が認められた。 ○前泥よけの内側に取り付けられているステー取付部は、正しい向きで組み付けられた位置から前泥よけステーの左脚が持ち上がる方向に120度回転していた。 ○線材を巻き込んだ側の前泥よけが、車輪の回転方向に持ち上がった痕跡が認められた。 ○当該製品は確認できなかった。 ●当該製品は、走行中に線材が前輪に巻き込まれたため、前輪がロックしたものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
67	A201900637 平成19年3月1日 (千葉県) 令和1年10月17日	自転車	EH60U	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
68	A201900639 平成25年5月20日 (群馬県) 令和1年10月18日	自転車	NE7ST	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、自宅付近で突然前輪がロックし、転倒、左手を負傷したとの申出内容であった。 ○前ホークは、後方及び左側に変形していた。 ○車輪の振れ(JIS D 9301「一般用自転車」、規格値:1.0mm以下)を測定したところ、前輪の横振れは4.5mmであり、前輪に横振れが発生していた。 ○右前ホーク足の後側に汚れの付着はなく、左前ホーク足の後側に軽微な汚れが認められた。 ○前輪の右側のスポークが回転方向と逆側に僅かに変形していた。 ○当該製品に装着された部品に脱落等は認められなかった。 ●当該製品は、走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
69	A201900641 平成20年6月23日 (新潟県) 令和1年10月18日	自転車	RA7LTP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形していた。 ○前輪の右側スポークが5本破断していた。 ○右前ホーク足の内側に擦り傷が認められた。 ○前泥よけに著しい変形は認められないが、ゴム製フラップにタイヤと擦れた痕跡が認められた。 ○同等品の前ホークのエネルギー吸収性は、JIS基準を満たしていた。 ●当該製品は、走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒したものとは推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
70	A201900642 平成19年5月26日 (神奈川県) 令和1年10月18日	電動アシ スト自転 車	A63NK	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品に乗車しようとペダルを踏み込んだところ、ペダルが回らず、転倒、右足を負傷した。	○5.5kgの荷物を後かごに載せ、当該製品に乗り、上の位置にあったペダルを踏み込んだところペダルが回らず、バランスを崩して転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品のクランク軸の回転は滑らかであり、引っ掛かり等の異常は認められなかった。 ○当該製品の右側のペダル及びクランク軸周辺に、著しい変形や破損等は認められなかった。 ○当該製品のペダルを上位置にして、10回以上発進を繰り返した結果、異常は認められなかった。 ○当該製品は確認できなかった。 ●事故発生時の詳細な状況が不明であり、当該製品を確認できず、ペダルが回転しない要因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
71	A201900643 平成23年9月5日 (神奈川県) 令和1年10月18日	自転車	RAL7TP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転倒し、左手指を負傷した。	○走行中に突然前後タイヤが右側に滑る感覚に陥り、傾いて左側に転倒した。 ○当該製品の各部に異常は認められなかった。 ○実走行においてハンドル操作やブレーキ操作に異常は認められなかった。 ○当該製品は、走行時にハンドル操作ができなくなるおそれがあるため、2019年6月24日付けでリコールを行っている製品であったが、ハンドルロック及びサークルロックの異常の有無は確認されていなかった。 ●当該製品に転倒につながる異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
72	A201900647 平成24年6月26日 (大阪府) 令和1年10月18日	自転車	MR66ST	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	当該製品で走行中、自転車に衝突し、転倒、負傷した。	○交差点で自転車に衝突しバランスを崩し転倒した。衝突自体は大きなものではなく、当該製品のブレーキは利いていたという申出内容であった。 ○JIS規格に基づく路上試験及び操縦安定性試験を実施したが、当該製品にがたつき、異音、ふらつき、片切れ等の異常は認められなかった。 ○フレームの精度及び前ホークの精度は、JISの基準を満たしていた。 ○後輪の振れがJISの基準を少し超えていたが、前輪の振れは基準を満たしていた。 ○JIS規格に基づくブレーキの制動性能試験は、実施されていなかった。 ●当該製品は、操縦安定性等に異常は認められなかったが、ブレーキの制動性能が確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
73	A201900649 平成27年1月31日 (東京都) 令和1年10月18日	電動アシ スト自転 車	A6L7	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フレームが破断し、転倒、負傷した。	○当該製品は、フレームのメインパイプが破断していた。 ○破断部はハンガラグ近傍で、溶接際を起点として疲労破壊が生じ、最終的にパイプ上側が破断していた。 ○同型フレームは、JIS規格の耐振性試験、疲労試験、落下衝撃試験、エネルギー吸収試験及び前倒し衝撃試験を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進行して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した原因及び時期が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
74	A201900650 平成22年5月13日 (不明) 令和1年10月18日	電動アシ スト自転 車	A63SL	ブリデス トンサイ クル株式 会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 ホークが破断し、転 倒、腰を負傷した。	○使用者は、平たん路を時速10km程度でゆっくり走行中、突然前ホークが破断し、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、左前ホーク足がホーク肩付近で破断しており、右前ホーク足のホーク肩及びホーク肩中央部に亀裂が入っていた。 ○破断した前ホーク足の破面は一樣に著しくさびていた。 ○左前ホーク足側の破断部に、後ろ側の起点部を中心に放射状に広がる疲労破面が認められた。 ○上玉押しに、鋼球による圧痕が認められた。 ●当該製品の左前ホーク足に亀裂が発生し、その後の使用に伴い亀裂が徐々に進展し、破断したものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
75	A201900655 令和1年8月31日 (東京都) 令和1年10月21日	キックス ケーター	MS- 101B1	ジェイディ ジャパン 株式会社	(重傷1名) 子供(10歳)が当該製 品を使用中、転倒し、 左手首を負傷した。	○使用者の父親がハンドルの高さ調整を行った当該製品で屋外の坂道を走行中、ハンドルに力を掛けたら進行方向に傾き、ハンドルが外れ、バランスを崩して転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該型式品は、フレームパイプとハンドルの下方に延びるパイプとの嵌合部に、高さ調整用のロックレバーが装備されており、ロックレバーを開くと、ハンドルとフレームパイプの固定が緩み、ハンドルを上下にスライドさせることで高さ調整が可能となり、ロックレバーを閉じるとハンドルが固定される構造であった。 ○当該製品は、ハンドルの高さ調整用のロックレバー、ボルト、ナット及び2個のワッシャーが欠落していたが、他の箇所に著しい損傷、緩み、欠落等の異常は認められなかった。 ○同等品のロックレバー部は、フレームパイプの上端にねじで固定されたリング金具、リング金具を締め付けてハンドルを固定するためのロックレバー、ボルト、ナット及び2個のワッシャーで構成され、ロックレバーを開き、ボルトを緩める方向へ9回転させるとこれらがリング金具から外れ、欠落し得る構造であった。 ○同等品は、フレームパイプとハンドルパイプの嵌合部に凹凸状のガイドが設けられており、ハンドルがフレームパイプ内で回転しない構造であった。 ○同等品は、ハンドルパイプの下部にハンドルの抜け防止用の突起があり、ハンドルをフレームパイプから抜ける方向(上方向)へスライドさせても、リング金具と干渉してフレームパイプから抜けない構造であり、当該製品のハンドルは、フレームパイプから抜けていなかった。 ○各部を取扱説明書に従って組み付けた状態の同等品を使用し、走行動作を確認した結果、ハンドル操舵、ブレーキ操作、部品の緩み等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、ロックレバーがない状態でもハンドルは抜けず、進行方向に傾かない構造であるが、確認できない部品があること及び事故発生時の詳細な状況が不明であることから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
76	A201900663 平成30年5月12日 (東京都) 令和1年10月21日	自転車	CS7TP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、突然前輪がロックし、当該製品が前方に一回転して路面にたたきつけられるように転倒し、負傷したとの申出内容であった。 ○前ホークが後方に変形していたが、メインフレーム等の外観に、著しい変形及び破損は認められなかった。 ○左前ホーク足がクラウン部から約20cm下の位置で外側に変形していた。 ○前輪ハブの左側フランジに結合されたスポーク2本がニップル先端から約20mmの位置で変形しており、変形位置は左前ホーク足の変形位置とほぼ一致した。 ○左右の前泥よけステーが外側に膨らみ、泥よけ体を前ホークに固定するL字金具が後方へ変形していたが、泥よけ体は変形していなかった。 ○前輪及びその周辺の構成部品の組み付け状態及び調整状態に異常は認められなかった。 ●当該製品は、左前ホーク足と前輪の間に異物が巻き込まれたことにより前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
77	A201900665 平成19年4月29日 (東京都) 令和1年10月21日	自転車	NSN76	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、左 クランクが破断し、転 倒、負傷した。	○当該製品の左クランクはペダルに近い部分で破断していた。 ○破面観察の結果、異物混入や巣は認められず、破壊起点と推定される部位近傍に変色が見られ、破断形態は疲労破壊の様相を呈しており、最終破断以前に亀裂が進行していた痕跡が認められた。 ○左クランク破断部近傍の側面に打痕や予亀裂状の傷が認められた。 ○左クランクの硬さ試験の結果、同型新品と比較して大きな差はなく、硬度に問題は認められなかった。 ●当該製品は、何らかの強い外力や衝撃が左クランクに加わり、微細な亀裂が発生し、走行中の荷重や衝撃力により亀裂が徐々に進展し、疲労破壊したものと考えられるが、左クランクに亀裂が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
78	A201900671 平成20年8月16日 (千葉県) 令和1年10月23日	自転車	NE60UT	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○使用者が当該製品で走行中に前輪から異音が発生し、前輪がロックし、転倒した。 ○当該製品は、前ホークが後方に変形していた。 ○前輪は、ニップルが8か所破断してスポークが外れおり、タイヤバルブも破断していた。 ○外れたスポークは、くの字に変形していた。 ○右前ホーク足の内側には、擦り傷が認められた。 ●当該製品は走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
79	A201900672 平成20年5月12日 (不明) 令和1年10月23日	自転車	AD7STP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、右肩を負傷し た。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
80	A201900674 平成20年1月13日 (大阪府) 令和1年10月23日	自転車	SR70SP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、右 クランクが破断し、転 倒、負傷した。	○当該製品の右クランクは、ペダルが固定されたままペダルに近い位置で破断していた。 ○右クランク破断部の破面観察の結果、破断面の外側に同心円状に広がる縞模様と黒い変色が認められた。 ○破断面の内側に変色は見られず、不規則な凹凸と引きちぎられたような延性破面が認められた。 ○右クランクとギア板のカシメ固定部に著しいがたつきが認められた。 ○右ペダルに地面に複数回ぶつけたと思われる痕跡が認められた。 ○ハンガー部とクランク軸間の接合部に著しいがたつきが認められた。 ●当該製品の右クランクに高い負荷が加わり使用された痕跡が認められたことから、ペダルを地面にぶつける等の衝撃により発生した微細な亀裂が起点となり、疲労破壊したものと考えられるが、右クランクに亀裂が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
81	A201900681 平成21年7月5日 (福井県) 令和1年10月25日	自転車	NSW26	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形し、右前ホーク足の外側から内側に掛けて擦れ痕が認められ、茶色い異物が付着していた。 ○前輪左右スポークの12本が連続して変形し、破断しており、破断したニップルは伸びていた。 ○スポークの変形は回転方向と逆方向に丸くなっており、スポークや前ホークに絡み著しく変形していた。 ○前輪が左側に寄っており、タイヤと左前ホーク足の隙間が狭くなっていた。 ○ニップルはせん断力により頭部をスポーク穴に残した状態で延性破壊しており、スポークがタイヤの回転方向と逆方向に引っ張られたことによりニップルにせん断力が加わった様相を呈していた。 ○前泥よけステー右側が上側に膨らんでおり、白い異物が付着していた。 ○その他の各部品に破損等の異常は認められなかった。 ●当該製品は、前輪と前ホークの間に異物が挟まり、前輪がロックし、転倒に至ったものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
82	A201900682 平成19年5月22日 (長野県) 令和1年10月25日	自転車	SG7TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品の前ホークは、後方に変形していた。 ○前泥よけの泥よけ体及び泥よけ体後端部がくの字に変形し、L字金具に変形が認められた。 ○前輪の回転は良好で、ロックするような異常は認められなかった。 ○前輪のスPOーク及びリムに異常は認められなかった。 ●当該製品の前泥よけに変形が認められたことから、走行中に前泥よけとタイヤの間に異物が巻き込まれて前輪がロックしたため転倒した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
83	A201900683 平成19年1月30日 (東京都) 令和1年10月25日	電動アシスト自転車	AF62	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
84	A201900684 平成24年12月10日(東京都) 令和1年10月25日	電動アシスト自転車	HY6L62	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、シートポストが破損し、転倒、負傷した。	○当該製品のシートポストの固定ボルトは、谷径部を起点に破断していた。 ○破断した固定ボルトを破面解析した結果、進行方向にラチェットマーク(起点)があり、断面の約3分の1に疲労破壊の痕跡が認められた。 ○シートポストのサドル固定部及び下部サドルクランプのセレーション(ギザギザ山部分)が潰れていた。 ○下部サドルクランプのボルト穴の後側に固定ボルトと強く接触した圧痕があり、サドル調整の限界角度(先端部が前上がり)になっていた痕跡が認められた。また、サドル舟線の一番前までやぐらとの擦れ痕があり、サドルがずれ動き、後端位置でサドルが固定されていた痕跡が認められた。 ○サドル組み付け状態を再現した結果、約8度の傾きがあった。 ●当該製品は、事故発生以前からシートポストの固定ボルトが緩んでいたため、固定ボルトに繰り返し荷重が加わり、固定ボルトが破断したものと推定されるが、ボルトが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
85	A201900686 平成20年10月17日(栃木県) 令和1年10月25日	自転車	CR946	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サドルが脱落し、転倒、負傷した。	○当該製品のシートポストの固定ボルトは、首下約21mmの位置で破断しており、側面に擦れ痕が認められた。 ○破断した固定ボルトを破面解析した結果、断面の約3分の1に疲労破壊の痕跡が認められた。 ○シートポストのサドル取付部は、左右側面及び上面セレーション(ギザギザ山部分)に擦れ痕があり、ボルト穴に固定ボルトの圧痕が認められた。 ○サドル取付金具のボルト穴に固定ボルトの圧痕が認められた。 ●当該製品は、事故発生以前からシートポストの固定ボルトに緩みが発生し、使用中の繰り返し応力によって破断したものと考えられるが、固定ボルトが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
86	A201900688 平成21年2月27日 (大阪府) 令和1年10月25日	自転車	FR946	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、シートポストが破損し、転倒、右肩を負傷した。	○当該製品で平坦路を走行中、突然シートポストの固定ボルトが破断して転倒し、負傷した。 ○固定ボルトの破断面に、起点部から亀裂が徐々に進行していった痕跡が認められた。 ○サドル固定金具の舟線取付部には擦れ痕が認められ、舟線の塗料が付着していた。 ○サドル固定金具及びシートポストのサドル取付部にあるセレーションに擦れた痕跡が認められた。 ○舟線に、過去にサドルの位置を組み付け直した痕跡が認められた。 ○固定ボルトが入手できなかったため、破断面の詳細な調査は実施できなかった。 ●当該製品は、シートポストの固定ボルトが緩んでいたため、固定ボルトに繰り返し荷重が加わり、固定ボルトが破断したものと推定されるが、固定ボルトが確認できず、固定ボルトが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
87	A201900691 平成25年7月19日 (静岡県) 令和1年10月25日	自転車	CV7STP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前ブレーキがロックし、転倒、負傷した。	○走行中にブレーキを掛けようとしたところ、硬くてうまく作動せず、当該製品から飛び降りて転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前ブレーキを固定している貫通ボルトが破断していた。 ○破断部はキャリパー本体側のねじ谷部であった。 ○貫通ボルト表面には、貫通ボルトの固定が緩んでいたことを示す前ホークとの擦れ痕が認められた。 ○破面は、ねじ谷部から亀裂が発生し、疲労破壊により破断に至っていた。 ●当該製品は、前ブレーキを固定している貫通ボルトに緩みがあったため、制動時に加わる応力で貫通ボルトが破断し事故に至ったものと推定されるが、貫通ボルトが緩んだ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
88	A201900692 平成26年5月10日 (神奈川県) 令和1年10月25日	自転車	RA7TPL	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、ブレーキを掛けたところ、前輪がロックし、転倒、負傷した。	○当該製品で下り坂を走行中にブレーキを強く握ったところ、突然ブレーキの感触が入り込むような感覚になり、異音が生じた後に前輪がロックし、転倒して負傷したとの申出内容であった。 ○前ホークは大きく後方へ変形していた。 ○前ブレーキの左側ブレーキブロックが舟(金属部)から外れており、リム及びニップルに舟(金属部)との接触痕が認められた。 ○前ブレーキのインナーアーム(左側ブレーキ用)は前側が外方向にねじれて変形していた。 ○インナーアームの舟取付部の中心付近に、以前、舟(金属部)が組み付けられていた痕跡が認められたが、返却時の舟(金属部)の位置は最も下側であり、取付ねじは緩んだ状態であった。 ●当該製品は、前ブレーキ左側の舟(金属部)の固定が不十分であったため、ブレーキを掛けた際にブレーキブロックとニップルが接触し、ブレーキが破損して前輪がロックした可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
89	A201900694 平成29年12月10 日(不明) 令和1年10月25日	自転車	RW706	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、ブレーキが破損 し、ガードレールに衝 突、胸部を負傷した。	○使用者が当該製品で緩い下り坂を走行中、突然前ブレーキ(キャリパブレーキ)の右側ブ レーキブロックが脱落してバランスを崩し、ガードレールに衝突し、胸を強打したとの申出内 容であった。 ○前輪及び前ホークに変形は認められず、右ハンドルグリップ及び右ペダルに損傷は認めら れなかった。 ○前ブレーキの右側ブレーキブロックは外れており、確認できなかった。 ○前ブレーキの左側ブレーキブロックは、ブレーキ制動時にリム側面に適切に接触する位置 に取り付けられていた。 ○前ブレーキインナーアーム(右側用)とブレーキブロックの組み付け面に圧痕が認められた が、それ以外に損傷及び変形は認められなかった。 ●当該製品は、前ブレーキ(キャリパブレーキ)の右側ブレーキブロックが外れたため、十分 な制動力を得られずにバランスを崩した可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況、 右側ブレーキブロックが外れた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
90	A201900697 平成20年9月9日 (東京都) 令和1年10月25日	自転車	AG263T	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 幼児(4歳)を自転車用 幼児座席に乗せて当 該製品で走り出そう としたところ、スタンドが 地面に接触し、バラン スを崩して転倒、幼児 が右腕を負傷した。	○当該製品のリヤキャリヤに取り付けた自転車用幼児座席に幼児を乗せた状態で走りだそ うとしたところ、両立スタンドのバネが上がらず、地面に両立スタンドが引っ掛かった状態とな り、バランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○両立スタンドのフックに削れが認められたが、フックの作動は正常であり、跳ね上がり時の 引っ掛かり等の異常な現象は確認できなかった。 ○左側取付板の形状に、バリや打痕等、フックの作動を阻害するような異常は認められな かった。 ○当該製品の両立スタンドを同等品の自転車に装着して再現試験を実施したところ、作動回 数が増えるにつれて、フックを外して自転車を押し始めた状態において若干の抵抗を確認し たが、両立スタンドの引っ掛かりは発生しなかった。 ●当該製品の両立スタンドのフックに削れが認められたが、当該製品が確認できず、跳ね上 がり時の引っ掛かり状況を調査できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の 特定には至らなかった。	
91	A201900712 平成16年4～5月 (東京都) 令和1年10月28日	自転車用 幼児座席	KNR- 59SG	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 幼児(6歳)を当該製品 に乗せて自転車で走 行中、幼児の右足が 後輪に巻き込まれ、負 傷した。	○当該製品本体の両足乗せ部取付部裏側にワッシャーの痕跡が認められた。 ○右足乗せ部取付部表側に取付板との擦れ跡が認められた。 ○足乗せ部及び足乗せ部取付ねじは廃棄され、確認できなかった。 ●当該製品の足乗せ部取付部ねじが緩んで脱落したため、右足乗せ部が外れ、幼児の足 が車輪に巻き込まれて負傷したものと考えられるが、脱落した足乗せ部が回収されておら ず、詳細な観察ができないことから、製品起因か否かを含め、事故の原因の特定には至らな かった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
92	A201900717 平成21年1月30日 (愛知県) 令和1年10月29日	自転車	ASF263	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 幼児(2歳)を自転車用 幼児座席に乗せて当 該製品で走行中、転倒 し、幼児の左足を負傷 した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
93	A201900718 平成25年6月29日 (岐阜県) 令和1年10月29日	電動アシ スト自転 車	A26L82	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 幼児(4歳)を自転車用 幼児座席に乗せて使 用者が当該製品のス タンドを立て停車中、 当該製品が転倒し、幼 児の右肘を負傷した。	○前後の幼児座席に子供が乗った状態で使用者が目を離したところ、当該製品が転倒し、後幼児座席に乗っていた子供がけがを負った。 ○ハンドルの回転を止めるレバーは操作されていたが、転倒場所を含め、事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品を確認できなかった。 ●当該製品を確認できず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
94	A201900719 令和1年10月13日 (兵庫県) 令和1年10月29日	電気洗濯 機	AW-F42S	株式会社 東芝(現 東芝ライ フスタイル 株式会 社)	(火災) 当該製品及び周辺を 焼損する火災が発生し た。	○事故発生時、当該製品は使用されていなかったが、電源プラグはコンセントに差し込まれていた。 ○当該製品は焼損が著しく、外郭樹脂は全て熔融し製品下部に固着していた。 ○電源コード、内部配線及びモーターに出火の痕跡は認められなかった。 ○制御基板、モーター始動用コンデンサー、スイッチ、リレー等は確認できなかった。 ●当該製品の残存する電気部品に出火した痕跡は認められなかったが、焼損が著しく、確認できない部品があったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	・使用期間: 15年
95	A201900721 平成20年3月19日 (三重県) 令和1年10月29日	自転車	RAS7TP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、泥 よけが前輪に巻き込ま れ、前輪がロックし、転 倒、負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形していた。 ○前泥よけ後部は、持ち上がるように変形し、後部が破断していた。 ○フラップ内側とタイヤ側面に擦れ痕が認められ、フラップ内側の泥よけ体との取付部が破損していた。 ○当該型式品のトウクリアランスは、BAA基準を満たしていた。 ●当該製品は、走行中に前泥よけ後部に異物が接触したため、前泥よけ後部が変形及び破損して前輪がロックし、転倒に至ったものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
96	A201900722 平成29年7月8日 (三重県) 令和1年10月29日	自転車	AR75S4	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、右足指を負傷し た。	○当該製品乗車中に急にペダルが動かなくなり転倒し、確認したら右クランクが折れていたとの使用者の申出内容であった。 ○右クランクはクランクアームのプーリー結合部が破断して分離し、クランクアーム先端に走行時に路面等と強く当たったことにより生じたと思われる複数の打痕が認められた。 ○破断面の端部に平らで細かな縞模様に見える部分があり、起点と推定される部位が認められた。 ○破断部にクランク強度に影響する異物や巣等の製造上の欠陥は認められなかった。 ○クランクの変形やクランクのカシメ部の異常は見られず、材料の硬度測定値にも異常は認められなかった。 ○JIS規格に基づくギア板を固定した状態でペダルに2000Nの荷重を加える試験及びクランクに1400Nの荷重を50000回加える耐久性試験を行った結果、各部に異常は認められなかった。 ○上述の試験に用いた同等品右クランクを同型の車両に装着し、車体を右側へ転倒させてペダルをコンクリート路面に150回激突させた後、上述の耐久性試験を繰り返し数を2倍にして実施したが、各部に異常は認められなかった。 ●当該製品の右クランクに品質上の異常は認められず、外的要因を想定した耐久性試験を行った結果異常が認められなかったことから、外的要因により破断が発生したと考えられるが、右クランクに亀裂が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
97	A201900723 平成26年4月17日 (三重県) 令和1年10月29日	自転車	ALS7L4	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、右 手首を負傷した。	○当該製品は前ホークが後方に変形していた。 ○前輪のスポーク1本がニップル部から破断していた。 ○前泥よけは、左ステアが変形し、後部左側面に擦れ痕が認められた。 ●当該製品は走行中に前輪に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
98	A201900724 平成22年4月2日 (三重県) 令和1年10月29日	自転車	ABS7TP	ブリデスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製 品で走行中、前輪が ロックし、転倒、負傷し た。	○下り坂で一時停止し、再度走行したところ、急に前輪がロックした状態になり、後輪が浮いて身体が前方に投げ出され、負傷した。 ○当該製品は、事故発生直後は前泥よけ後部が内側に巻き込まれていたが、家族が修理し、走行できる状態になっていた。 ○前泥よけ体、前泥よけ体のL字取付金具及び前泥よけステアに、前泥よけが内側に巻き込まれたときの変形の跡が残っていた。 ○前泥よけのゴム製フラップ外側に、擦れ痕が認められた。 ○当該型式品のトウクリアランスは、BAA基準を満たしている。 ●当該製品は、走行中に前泥よけ後部に異物が接触したため、前泥よけ後部が内側に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒に至ったものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
99	A201900725 平成26年12月6日 (埼玉県) 令和1年10月29日	自転車	RFA5SP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、 シートポストが破断し、 サドルが脱落、転倒、 左手指を負傷した。	○当該製品で走行中、突然シートポストの固定ボルトが破断し、サドルが脱落して転倒した。 ○サドル固定金具のセレーションが潰れ、舟線に後端位置から前方へサドルがずれ動いた痕跡が認められた。 ○サドル固定金具のボルト穴の後側に、固定ボルトと強く接触した圧痕が認められた。 ○破断した固定ボルトの破面に、進行方向に起点(ラチェットマーク)があり、破断面の約2/3に疲労破壊の痕跡が認められた。 ○固定ボルトは、確認できなかった。 ●当該製品は、シートポストの固定ボルトが緩んでいたため、固定ボルトに繰り返し荷重が加わり、固定ボルトが破断したものと推定されるが、固定ボルトが確認できず、固定ボルトが緩んだ時期及び原因も不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
100	A201900739 平成18年8月(不 明) 令和1年10月31日	電動アシ スト自転 車	AF60	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品で走行中、転倒 し、腰を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
101	A201900743 平成26年8月19日 (愛知県) 令和1年10月31日	自転車	BA60T4	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 幼児(1歳)を前部の自 転車用幼児座席に乗 せて使用者が当該製 品のスタンドを立て停 車中、当該製品が転 倒し、幼児が負傷し た。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
102	A201900744 平成26年5月3日 (愛知県) 令和1年10月31日	電動アシ スト自転 車	A6D62	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品でブレーキを掛 けながら下り坂を走行 中、転倒し、負傷した。	○使用者は、当該製品に乗車し、歩道橋の長い下り坂を後ブレーキを掛けながら走行中、突然転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品は、前ホークが後方に変形していたが、前輪に破損、変形及び異物を巻き込んだ痕跡は認められなかった。 ○ヘッド部の上下わんに、前ホークが後方に衝撃を受けたときに付いたと考えられる鋼球の圧痕が認められた。 ○後ブレーキレバーの調整は適切で、実走したところ、ブレーキの制動力に異常は認められなかった。 ○前ホークの板厚は、仕様どおりであった。 ○同型品の前ホークは、JIS D 9301「一般用自転車」の疲労試験を満たしていた。 ●当該製品は、前ホークが衝撃を受けて後方に変形している異常が認められたが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
103	A201900745 令和1年9月16日 (神奈川県) 令和1年10月31日	靴(ブー ツ)	なし	株式会社 シンコー	(重傷1名) 当該製品を履いていた ところ、皮膚炎を発症 した。	○使用者が通販で購入した当該製品を室内で試し履きした際、足から胸元まで湿しんが広がったとの申出内容であった。 ○使用者が当該製品を素足で履いたのかは不明であった。 ○使用者のアレルギーの既往歴等は不明であり、当該製品でのパッチテストを実施できなかった。 ○当該製品の外観及び内部に傷、汚れ等の異常は認められなかった。 ○当該製品及び同等品の化学成分に差異は認められなかった。 ●当該製品の皮革の材質及び含まれている化学成分に同等品との差異は認められず、当該製品によるパッチテストが実施できなかったことから、皮膚障害を発症した原因物質が特定できず、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
104	A201900754 平成25年7月24日 (兵庫県) 令和1年11月5日	自転車	AR75S3	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 子供が当該製品で走 行中、左足が泥よけに 巻き込まれ、前輪が ロックし、転倒、両手首 を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
105	A201900755 平成26年3月4日 (兵庫県) 令和1年11月5日	自転車	NK70S	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、負傷した。	○使用者が当該製品で歩道を直進中、座った状態から立ちこぎをしたところ、ペダルに掛かる力が抜けて足を踏み外し、バランスを崩し転倒した。 ○当該製品後輪の外観に異常は認められなかった。 ○当該製品後輪を同型車両に組み付けた実走で空転しなかったが、当該製品後輪を新品チェーンと組み合わせた実走で歯飛び(ペダルの踏み込みと車輪の回転がずれる現象)を確認した。 ○事故発生後に販売店で後輪の空転が確認された。 ○後輪ハブ本体のスプロケットを新品と比較すると、歯の摩耗が認められた。 ○後輪フリーホイールのラチェット機構の状態は確認できなかった。 ●当該製品は、スプロケットの歯が摩耗していたことから、使用者が立ちこぎをした際に歯飛びが生じた可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明であり、後輪フリーホイールのラチェット機構の状態が確認できなかったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
106	A201900756 平成22年1月31日 (福井県) 令和1年11月5日	自転車	NSD26	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 子供が当該製品で走 行中、前輪がロックし、 転倒、左手首を負傷し た。	○前タイヤ左側と前泥よけステーの左側が当たっていた。 ○前泥よけステーの左側は下側に変形し、ステー内側には前輪及びリムとの擦れ痕が認められた。 ○前タイヤの左側は、サイドウォール及びトレッドの全周に強い擦れ痕が認められた。 ○前輪リムの左側は、全周にブレーキ痕及び擦れのバリが認められた。 ○前泥よけフラップの左側は、表にリムやタイヤの削りかすが、裏に擦れ痕が認められた。 ●当該製品は、前泥よけステーに外力が加わって変形し、泥よけステーがリムに接触してブレーキが掛かったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
107	A201900758 平成26年9月20日 (東京都) 令和1年11月5日	電動アシ スト自転 車	A63SL	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	○当該製品で歩道を走行中、左折しようとした際に、フレームが破断し、転倒したとの申出内容であった。 ○当該製品のフレームはメインパイプのドライブユニット取付けブラケット付近で破断していた。 ○破断面は溶接際を起点として疲労破壊しており、天面側が最終破断部であった。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進展して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
108	A201900759 平成21年5月15日 (長野県) 令和1年11月5日	自転車	PT73BT	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○当該製品の前ホーク足は、左右とも後方へ変形し、フレームの下パイプと前泥よけの隙間がなくなっていた。 ○前ホーク足は、左右とも右側に湾曲しており、前タイヤが右前ホーク足に接触していた。 ○前輪リムの横振れは0.8mm、縦振れは1.15mmで、縦振れの最も大きい部分である右側のリム壁面は一部変形し、変形箇所近辺のタイヤ側面に何かに当たった痕跡が認められた。 ●当該製品は、前輪に外力が加わった際にブレーキが掛かった可能性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
109	A201900761 平成28年4月15日 (京都府) 令和1年11月5日	自転車	A78STP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、サ ドルから滑り、サドルで 腰を強打し負傷した。	○平たん路を当該製品で走行中、クランクが半回転程度空転し、サドルから前に滑り転倒しかけ、サドルで腰を強打したとの申出内容であった。 ○当該製品の右ブレーキレバーと後輪が新品に交換されていた。 ○後ハブの変速ワイヤー調節の目安であるセットラインはシフトダウン側に約1/4(部品メーカーの基準は1/3以内)ずれていた。 ○シフトレバーの変速ワイヤー調整アジャストを約1/2回転させるとセットラインがずれなく調整できた。 ○ギヤクランクの外側の歯と内側の歯を確認した結果、歯の欠けや異物のかみ込みは認められなかった。 ○駆動ベルトに歯の欠けや割れはなく、リヤプーリーに異常は認められなかったが、右ペダルに削れとチェーンケース中央部の割れが認められた。 ○変速ワイヤーの位置(テンション)調整を行った結果、後ハブの異音と歯飛び(ペダルの踏み込みと車輪の回転がずれる現象)の発生頻度が変わることが判明したが、クランクの空転現象は再現しなかった。 ●当該製品の駆動系部品は外観に異常は認められないものの、変速ワイヤーの調整により異音と歯飛び発生頻度症状が変わるため、後ハブの内部に何らかの損傷や不具合が発生している可能性が高いと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
110	A201900763 平成26年7月13日 (千葉県) 令和1年11月6日	折りたた み自転車	SC160	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、右 側ペダルが破損し、転 倒、負傷した。	○当該製品のペダルは、樹脂製の折り畳み式であった。 ○右ペダルは、軸側固定部のリベットピン付近が破断し、折り畳み部がなくなっていた。 ○右ペダル軸側固定部のリベットピン2本のうち、1本がなくなっていた。 ○左ペダルは、先端部に外傷があるだけで、亀裂等の異常は認められなかった。 ○当該型式品のペダルの強度は、BAA基準を満たしていた。 ●当該製品は、右ペダルの軸側固定部が破断したため、折り畳み部が脱落し、バランスを崩 して転倒に至ったものと推定されるが、折り畳み部及び軸側固定部のリベットピンが確認でき ないため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
111	A201900764 平成25年9月24日 (大阪府) 令和1年11月6日	電動アシ スト自転 車	NA63LP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品に乗車しよ うとしたところ、フレーム が破断し、転倒、負傷 した。	○当該製品は、フレームのメインパイプが破断していた。 ○破断部はドライブユニット取付けブラケット近傍で、溶接際を起点として疲労破壊が生じて いた。 ○メインパイプの板厚に異常は認められなかった。 ○ドライブユニット底面に擦れ傷が認められた。 ○同型式のフレーム強度は、JIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしていた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が 進行して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製 品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
112	A201900777 平成26年2月4日 (東京都) 令和1年11月8日	電動アシ スト自転 車	HY683	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、後 輪が滑り、転倒、鼻を 負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況 が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
113	A201900789 平成27年3月12日 (大阪府) 令和1年11月12日	自転車	JG203T	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、ブ レーキを掛けたところ、 ハンドルが回り、転 倒、負傷した。	○当該製品はハンドルバーが前方向に回転した状態であった。 ○ハンドルバーを固定しているハンドルポストの固定ボルトの締付トルクは3～4N・mで事業 者規定値の18～20N・mを大きく下回っていた。 ○事業者が当該製品を受け取った時点でのハンドルバーとハンドルポストの固定力はJIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしていなかったが、固定ボルトを規定トルクで締め付けた ところ基準を満たすことが確認された。 ○ハンドルバーのローレット部寸法、ハンドルポスト固定部及びボルトのねじ精度に異常は 認められなかった。 ●当該製品は、ハンドルバー及びハンドルポストの各部に異常は認められず、固定ボルトを 規程トルクで締め付けた場合、十分な固定力を有していたことから、ハンドルポストの締め付 けが緩かったために発生したものと考えられるが、詳細な使用状況、ハンドルポストが緩ん だ時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかつ た。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
114	A201900813 平成20年12月7日 (千葉県) 令和1年11月19日	自転車	FV63UT	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、左膝を負傷し た。	○使用者は、砂利の駐車場でハンドルを取られて転倒し、左膝半月板を骨折した。 ○当該製品のハンドル操舵角度は、左右とも若干しか動かない状態であった。 ○メインフレームのヘッド部にある上玉押しリテーナーは、リテーナーの枠部が広げられる方向に変形してベアリングを保持できなくなっており、ベアリングと上玉押し縁部が接触した状態であった。 ●当該製品は、リテーナーが破損したことにより、ベアリングと上玉押し縁部が接触し、ハンドル操作が重くなり、バランスを崩し、転倒したものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況、リテーナーが破損した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
115	A201900814 平成20年10月5日 (石川県) 令和1年11月19日	自転車	BF76TP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、右 膝を負傷した。	○前ホークは後方に変形しており、左前ホーク足は外側へ膨らみ、変形していた。 ○前輪左側スポーク2本は進行方向と反対方向に若干丸く内側へ変形しており、変形したスポークに擦れ痕が認められた。 ○前輪は右側に変形しており、右前ホーク足に接していた。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)の右ブレーキブロックが外されていた。 ○その他の装着部品や組立調整に異常は認められなかった。 ●当該製品は、走行中に前輪左側から異物が巻き込まれて前輪がロックしたため、転倒したものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
116	A201900815 平成21年11月20 日(神奈川県) 令和1年11月19日	自転車	BLC73	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 子供が当該製品で走 行中、ブレーキが効か ず、壁に衝突し、転 倒、左手首を負傷し た。	○前ホークは後方に変形していた。 ○BAA基準に基づき、前ブレーキレバーに握る力として180Nを加え、制動性能を測定したところ、ブレーキブロックがリムに半分ほどしか当たっていないため、基準を満たさなかった。 ○後ブレーキレバーは150Nでハンドルグリップに接触したため、その状態で制動性能を測定したところ、BAA基準を満たしていた。 ○後ブレーキレバーに握る力として150N、前ブレーキレバーに握る力として180Nを加え、制動性能を測定したところ、BAA基準を満たしていた。 ○当該製品が返却された状態での、実走による走行試験を行った結果で、正常に停止できた。 ●当該製品は、後ブレーキ単独及び前後ブレーキ同時に掛けたときの制動性能はBAA基準を満たしていたが、事故発生時の前ブレーキの制動性能及び詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
117	A201900828 平成21年12月4日 (三重県) 令和1年11月22日	自転車	PV6TP	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で坂道を走 行中、前輪がロックし、 転倒、負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形しており、左前ホーク足は外側に膨らんでいた。 ○右前ホーク足内側に泥汚れが付着していたが、左前ホーク足内側に汚れの付着は認められなかった。 ○前輪左側のニップル1個が破断し、スポークが回転方向と逆側に湾曲していた。 ●当該製品は、走行中に前輪左側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
118	A201900829 平成22年5月9日 (不明) 令和1年11月22日	自転車	NSS76A	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、左手首を負傷した。	○緩い下り坂を当該製品のペダルに足を乗せた状態で走行中、急に前輪がロックし、1回転して転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品の前ホークが後方に変形していた。 ○前泥よけは内側に折れ曲がった痕跡があり、前泥よけステーは上方に変形し、前泥よけ後方のフラップの左側は上方向に折れ曲がっていた。 ○前タイヤ左側に強く擦れた痕跡が認められた。 ●当該製品は、走行中に左側から異物が当たったことで前泥よけがタイヤに巻き込まれて前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
119	A201900830 平成29年1月15日 (埼玉県) 令和1年11月22日	電動アシスト自転車	TF7TP6	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、左肘を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
120	A201900853 平成21年7月30日 (新潟県) 令和1年11月28日	自転車	BTD8TP	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(11歳)が当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、右手首を負傷した。	○当該製品は、前ホークが後方に変形していた。 ○右前ホーク足は、外側に膨れており、内側には擦れ痕が認められた。 ○前輪の右側スポーク2本は、回転方向と逆方向に僅かに変形していた。 ●当該製品は、走行中に前輪右側に異物が巻き込まれたため、前輪がロックし、転倒に至ったものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
121	A201900855 平成29年8月4日 (不明) 令和1年11月28日	自転車	AB75S	ブリヂストンサイクル株式会社	(重傷1名) 子供(12歳)が当該製品でブレーキを掛けながら下り坂を走行中、転倒し、負傷した。	○当該製品で直線の下り坂を走行中、後ブレーキの利きが悪く、前ブレーキを掛けたところ、スリップして転倒した。 ○当該製品は、購入当初から後ろブレーキの利きが悪かった。 ○事故発生後、販売店で後ブレーキをみてもらったところ、後ブレーキの利きが悪いので、無償交換すると言われた。 ○事故発生後に販売店で修理された当該製品の後ブレーキの制動性能は、JIS基準を満たしていた。 ●当該製品は、事故発生後に販売店で修理された後ブレーキの制動性能に異常は認められなかったが、事故発生時の詳細な状況及び事故発生後に販売店が行った修理内容が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
122	A201900863 平成22年12月14 日(東京都) 令和1年12月2日	自転車	EH63UT	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品で走行中、転倒 し、右膝を負傷した。	○使用者は、当該製品で走行中、サドルの舟線が突然破断し、バランスを崩して転倒したとの申出内容であった。 ○事故発生時の詳細な状況は不明であった。 ○当該製品を確認できなかった。 ●当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
123	A201900864 平成20年3月19日 (東京都) 令和1年12月2日	自転車	SF83T	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(70歳代)が当 該製品で走行中、サド ルが破損し、転倒、腰 を負傷した。	○当該製品のサドルは、左右の舟線がシートポスト取付金具(やぐら)の前部で、2本とも破断していた。 ○破断面は、2本の舟線とも、破面最上部を起点に破断しており、上部に疲労破壊の特徴であるストライエーションが、破面下部に延性破面の特徴であるディンプルが認められたが、異物混入や気泡等の破断の原因となるような製造上の欠陥は認められなかった。 ○2本の舟線とも、疲労破面部にさびの発生が認められたが、著しいものではなかった。 ○破断した舟線の硬度は、同等品と同程度であった。 ●当該製品は、サドル下の2本の舟線上部に亀裂が生じ、その後の使用に伴う荷重や振動等により疲労破壊して破断し、サドルが傾き、バランスを崩したために転倒したものと考えられるが、舟線に亀裂が生じた時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
124	A201900870 平成19年8月6日 (不明) 令和1年12月2日	自転車	ST8STP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、前輪がロックし、 転倒、負傷した。	○左右の前ホーク足が後方に大きく変形していた。 ○前泥よけの後端部が押し上げられてくの字に変形し、前泥よけのL字金具も変形していた。 ○前泥よけの後端部のセーフティキャップに接触痕が見られ、泥よけステー取付金具に泥の付着が認められた。 ○前泥よけ先端部のセーフティキャップの内側がすべて剥がれた状態であった。 ○前ブレーキ(キャリパブレーキ)等の組立て及び調整は良好で、前輪のハブにロックするような異常は認められなかった。 ●当該製品は、走行中にタイヤと泥よけの間に異物が挟まり、前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
125	A201900877 平成30年5月30日 (不明) 令和1年12月4日	自転車	CS6TP5	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○左右の前ホーク足は後方へ著しく変形していた。 ○調査時に前輪スポークに外傷、湾曲及び変形は認められなかったが、事故発生直後に著しい振れがあったため販売店がスポークのテンション調整を行ったとのこと。 ○前泥よけステーの変形、左側面の隆起及び後端部への赤い繊維の付着が認められた。 ○同等品によるトウクリアランス(ペダル中心から泥よけまでの最短距離)は115mmでJIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしていた。 ○同等品による泥よけの横方向、接線方向及びハブ軸方向の強度は、JIS D 9301の基準を満たしていた。 ●当該製品は、走行中にタイヤと泥よけの間に異物が挟まり、前輪がロックしたものと考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
126	A201900879 平成29年1月26日 (不明) 令和1年12月4日	自転車	EBL63T	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、頭部を負傷し た。	○当該製品でママチャリ大会に参加し、一周目のコーナーでバランスを崩し転倒した。 ○バスケットステアが(進行方向に向かい)左側に変形し、前かご本体も中心に対し左側へ 寄っており、ハンドルバー右側のシフターに外傷が認められた。 ○前かごの変形に伴いがランプ掛けが変形していた。 ○前輪に著しい横振れが認められブレーキブロックとリムのクリアランスは大きく変位する状 態で、横振れ幅は最大で7.1mmであった。 ○ハブダイナモの回転は円滑で内部部品同士の干渉もなく回転性に異常は認められなかつ た。 ○当該製品に同等品の前輪を組み替えたところ、左右ブレーキブロックとリムのクリアランス は規格値内になることを確認した。 ●当該製品は、前かご、バスケットステア、ランプ掛けの変形及び前輪の顕著な横振れが認 められたが、事故発生前及び事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを 含め、事故原因の特定には至らなかった。	
127	A201900880 平成22年3月1日 (岡山県) 令和1年12月4日	自転車	RA7TPS	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で下り坂を走 行中、前輪がロックし、 転倒、負傷した。	○当該製品で下り坂を惰性で走行中、突然前輪がロックして転倒、負傷したとの使用者から の申出内容であった。 ○前ホークは、後方に大きく変形していたが、前輪への異物巻き込みの有無は不明であつ た。 ○下わん内側(フレームヘッド側)の前側に、鋼球が強く当たった痕跡が認められた。 ○当該製品のハンドルロックのケースが破損していたか否か不明であった。 ●当該製品は、走行中に前ホークを変形させるような外力が加わって前輪がロックした可能 性が考えられるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故 原因の特定には至らなかった。	
128	A201900896 平成21年1月15日 (岡山県) 令和1年12月6日	自転車	C243P	ブリヂストン サイクル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、後 輪がロックし、胸を負 傷した。	○後かごに約5kgの荷物を載せた当該製品で約1.6km走行後、点字ブロックのある平たんな 舗装路に入った途端、後輪がロックしたとの使用者の申出内容であった。 ○当該製品は、後輪スポークのサークルロックのかんぬきと接触する位置に変形及び黒い 汚れがあり、後輪が正転時にスポークと接触する位置のかんぬき表面に圧痕が認められ た。 ○サークルロックを施錠すると、かんぬきの摺動が重い状態が認められた。 ○サークルロックの開錠動作を50回行ったところ、かんぬきが途中で止まることはなかった。 ○かんぬきがスポークと強く接触した状態で開錠すると、完全には戻らない事象が認められ たが、かんぬきはスポークと接触しない位置であり、この状態で走行テストを実施したところ、 かんぬきが施錠方向に突出することはなかった。 ●当該製品は、後輪に異物等が干渉した又はサークルロックのつまみに施錠方向への外力 が加わったために後輪がロックした可能性が考えられるが、当該製品及び事故発生時の詳 細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
129	A201900897 平成27年3月7日 (愛知県) 令和1年12月6日	自転車	AB7TPS	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、前 輪がロックし、転倒、負 傷した。	○当該製品は、前泥よけが中央部付近で折れ曲がっていた。 ○前泥よけのゴム製フラップ内側に、タイヤとの接触痕が認められた。 ○JIS D 9411「自転車—どろよけ」に従い同型品の前泥よけ後部をハブ軸方向に80Nの力で 押したとき、泥よけ後部がタイヤに触れることはなく、基準を満たしていた。 ○同等品のゴム製フラップをハブ軸方向に80Nで押したときは、フラップが折れ曲がりタイヤ に巻き込まれる状態になったが、泥よけ後部が巻き込まれることはなかった。 ●当該製品は、走行中に前泥よけ後部に異物が接触したため、前泥よけ後部が変形して前 輪がロックし、転倒に至ったものと推定されるが、事故発生時の詳細な状況が不明のため、 製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
130	A201900898 平成30年6月25日 (不明) 令和1年12月6日	電動アシ スト自転 車	BP0D38	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、左肩を負傷し た。	○事故発生の前日に購入した当該製品で走行中に、フレームのメインパイプ下の方から突 然「バキッ」と音がし、驚いて下をのぞき込んだ際にハンドルが左に取られてバランスを崩し、 転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品のフロントの自転車用幼児座席右側面及び右ペダル端部に擦過痕があったが、 フレームに目立った変形及び損傷は認められなかった。 ○左右のハーネス等をヘッドパイプ左右にそれぞれ固定するためのクリップAは組み付けら れていたが、シフトワイヤー及びランプハーネスをヘッドパイプ左側に固定するためのクリッ プBはなくなっていた。 ○全てのワイヤーをメインパイプ下側に固定するための3か所のクリップC取付部のうち、中 央付近にクリップBが組み付けられていたが、後ろ側のクリップCはなくなっていた。 ○全てのワイヤーはメインパイプから脱落していなかった。 ○メインパイプ下側の結束バンドを外した状態で、前ブレーキ(キャリパブレーキ)がフレーム に接触する限界の位置までハンドルを左右に切り返す動作を50回実施したが、クリップCは 外れず、また、ハンドルを左右に切る動作を阻害するような状況は認められなかった。 ○当該製品で走行したところ、ハンドルがふらついたり、ハンドル旋回が阻害されたりする ような状況は認められなかった。 ●走行中に当該製品からクリップが外れたのを使用者が確認しようとしてハンドル操作が不 安定となり、そのまま転倒したものと推定されるが、事故発生時のクリップの組み付け状態及 び詳細な状況が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
131	A201900917 平成19年7月6日 (不明) 令和1年12月10日	電動アシ スト自転 車	A6L7	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、転 倒し、左足を負傷し た。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況 が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
132	A201900918 平成19年3月28日 (新潟県) 令和1年12月10日	自転車	AB7TPS	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、後 輪がロックし、転倒、両 腕を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
133	A201900923 平成19年7月(不 明) 令和1年12月11日	電動アシ スト自転 車	AST42U	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品に乗車しよう としたところ、転倒し、 負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
134	A201900939 平成27年8月31日 (神奈川県) 令和1年12月16日	自転車	CC43TP	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 使用者(80歳代)が当 該製品で走行中、ハン ドルがロックし、転倒、 右膝を負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
135	A201900999 平成29年8月27日 (東京都) 令和2年1月9日	電動アシ スト自転 車	ASL63	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品で走行中、フ レームが破断し、転 倒、負傷した。	○当該製品で緩い坂道を登り切った際に、突然フレームが破断して転倒したとの使用者からの申出内容であった。 ○当該製品のフレームがメインパイプのドライブユニットブラケット付近の溶接ビード際に沿って破断していた。 ○ブラケット溶接先端部付近の破断面に細かい縞模様があり、細かい縞模様は前方に密集していた。 ●当該製品は、メインパイプの溶接部に亀裂が発生し、走行時の繰り返し荷重により亀裂が進展して破断に至ったものと推定されるが、亀裂が発生した時期及び原因が不明のため、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	

No.	管理番号 事故発生日/報告 受理日	製品名	機種・型 式	事業者 名	事故内容	判断理由	備考
136	A201901000 平成29年10月22 日(東京都) 令和2年1月9日	電動アシ スト自転 車	BM0C37	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷・肢体不自 由の 後遺症1名) 当該製品から降りよう としたところ、左ハンド ルグリップが外れ、転 倒、負傷した。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況 が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	
137	A201901122 平成22年6月7日 (東京都) 令和2年2月6日	電動アシ スト自転 車	MR23L8	ブリヂスト ンサイク ル株式会 社	(重傷1名) 当該製品を停止しよう としたところ、バランス を崩し、転倒、負傷し た。	●事故発生から時間が経過しており、当該製品の確認ができず、事故発生時の詳細な状況 が不明であったことから、製品起因か否かを含め、事故原因の特定には至らなかった。	